

中央環境審議会
(第1回)
自然環境・野生生物部会
会議録

1. 日 時 平成15年9月19日(金) 10:00~13:30

2. 場 所 環境省第1会議室

3. 出席者

(合同部会長) 岩槻 邦男

(委員)	岩熊 敏夫	岡島 成行	栢原 英郎
	熊谷 洋一	小塚 茂	佐藤友美子
	白幡洋三郎	瀬田 信哉	仙田 満
	土屋 誠	中村 太士	速見 亨
	森戸 哲	森本 幸裕	山岸 哲
	渡辺 修	和里田義雄	市田 則孝
	大井 玄	齋藤 勝	佐々木洋平
	増井 光子	三浦 慎悟	

(環境省) 小野寺自然環境局長

小沢大臣官房審議官

黒田自然環境計画課長

(農林水産省) 島田大臣官房参事官 他

(国土交通省) 岡田国土環境・調整課長 他

(文部科学省) 二村大臣官房政策課課長補佐

(外務省) 伊藤地球環境課長

4 . 議 事

【事務局】 おはようございます。10時の定刻になりましたので、中央環境審議会第1回自然環境・野生生物合同部会を開催していただきたいと思ひます。

開催に先立ちまして、本日の出席委員数のご報告をいたします。所属委員は42名でございますが、過半数であります23名の委員にご出席いただいておりますので、この会議は成立しております。

まず初めに、お手元にお配りしました資料のご確認をお願いしたいと思ひます。

大変机の上がにぎやかになっておりますけれども、三つ固まりがございます。配席表とメモ用紙を置いた固まりと、資料番号が右方にふってありますコピーの固まりと、それから、一番上に白い紙がありますが、パンフレット類の固まりと全部で三つございます。では、順を追って確認させていただきます。資料番号をふっておりますのが、きょうの議事に従って番号をふっておりますけれども、読み上げますのでご確認をお願いしたいと思ひます。1枚目が資料の1ということで、中央環境審議会の関係法令集を用意してございます。資料2は新・生物多様性国家戦略の実施状況の点検結果について、厚いA4縦でございます。資料3でございますが、これは1枚紙でございますが、新・生物多様性国家戦略の点検結果概要でございます。続いて資料4でございますが、数値から見る具体的施策の展開でございます。続きまして資料の5でございますが、生物多様性関連年表でございます。資料の6は横書きになりますが、各省庁が全国を対象に実施している主な生物調査でございます。資料7が横書きで、環境省説明資料というとしてある紙でございます。続きまして資料の8が農水省の資料でございますが、生物多様性の保全・利用に向けた農林水産施策でございます。資料の9は国土交通省の資料で、国家戦略の点検についてでございます。続きまして資料の10は文部科学省の資料で、国家戦略に係る文部科学省の取組についてでございます。資料11は横書きの1枚紙で、外務省の実施状況の点検結果でございます。最後は資料12になりますが、国家戦略の実施状況の点検結果に対する意見でございます。以上が資料番号を振ってございます資料の方でございます。

あと、もう一固まりのパンフレットにつきましては、委員の先生方にはこのセットをお配りしておりますが、部数の関係で関係各省と傍聴者の方々には同じものがないものもございす点、ご了承ください。パンフレットを念のためご紹介させていただきます。一番上に置いておりますのが本で、「新・生物多様性国家戦略」でございます。次は国家戦略のパンフレットで、「いのちは創れない」でございます。次のパンフレットが「地域の輪・科学の目・自然の力」でございます。次が「忘れてきた未来」でございます。次は「世界が期待 21世紀新エネルギーの主役は木質バイオマスエネルギー」でございます。次が、「河川における外来種対策の考え方とその事例」という冊子でございます。その次が「川本来の姿を甦らせる川づくり・自然再生事業」でございます。次が「E c o P o r t 港湾環境政策21」、次が少し小さめのものになりますが「海とみなとの相

談窓口」のリーフレット、最後になります。「沿岸域環境の保全・再生・創造」、以上をお配りしてございます。

もし不備がございますようでしたら、ご指摘をお願いしたいと思います。よろしゅうございますか。

では、続きまして、本日開催の合同会議開会に至る経緯の方を簡単にご紹介させていただきます。

本日は自然環境・野生生物合同部会の第1回目の会議でございます。本合同部会は、中央環境審議会議事運営規則に基づきまして、去る8月19日付で審議会会長により設置されました。ご所属いただく委員は、お手元の資料の方に委員の一覧表をお配りしておりますが、自然環境部会と野生生物部会所属の全委員の先生方でございます。また、本合同部会の部会長には中央環境審議会令の規定に基づきまして、放送大学教授の岩槻邦男委員が審議会会長から指名されております。

開催に先立ちます事務局からのご報告は以上でございます。

それでは、岩槻部会長、よろしくお願いいいたします。

【岩槻部会長】 たいまご紹介いただきましたように、合同部会の部会長に指名されました岩槻です。この合同部会の運営について、よろしくご協力のほどをお願いいたします。

これから自然環境・野生生物両合同部会を始めさせていただきます。

新・生物多様性国家戦略は、1年半ほど前にこの二つの合同部会で審議をさせていただいて関係閣僚会議で認めていただいたもので、前期から引き続き委員の方々はまだ記憶が新ただと思いますけれども、それから1年半たちまして、この戦略でもうたってありますように、中央環境審議会としてその後の関係省庁の進捗状況をモニタリングをするということになっております。そのモニタリングをこれから始めていただくということですが、そういうことできょうの会議は長時間にわたるようではありますが、どうぞよろしくご協力のほどをお願いいたします。

それから、定めによりましてこの合同部会には部会長代理を置くことになっていまして、それは部会長が指名するということになっているようではありますが、自然環境部会の部会長であります熊谷委員に部会長代理をお願いしたいと思います。よろしくお願いいいたします。

それでは、議論に入ります前に小野寺自然環境局長からごあいさつをお願いいたします。よろしくお願いいいたします。

【小野寺自然環境局長】 おはようございます。朝早くからお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

きょうは昨年3月に策定しました戦略のフォローアップの第1回ということで、初めてのことになります。この合同部会自体は、委員の改選がありましたので、8月にまた改めて設置したということになってはいますが、合同部会が戦略の骨子をいただいたのは昨年

の3月25日ですから、1年半ほどたっていることになります。その1年半の間にいろいろなことを我々それぞれの各省で計画に基づいて、きょうはその報告を聞いていただくということになっていますが、私どもの局でかかわったポイントだけを申し上げても、自然再生法、種の保存法の一部改正、それから、遺伝子改変生物に関するということで、この1年ちょっとの間に三つの報告をこの戦略の改定の中でやってきております。そういう意味で、この計画の内容を詰めていくと申しますか、充実させていくためにいろいろなことを試みておりますし、それは私どもの局だけではなくて各省がやってきているということで、それをきょうご報告させていただきたいと思っております。戦略自体は平成7年に第1回計画をつくって、昨年にその改定計画をつくったわけですが、7年の第一次計画のときはフォローアップについて審議会に報告するというのをやっておりませんで、昨年の3月の計画策定のときに、この戦略の中に毎年必ず審議会に報告するというを書き込んで協議に至ったわけでございます。そういう意味では、このフォローアップ自体が審議会ですとまとめる上での経験になりますので、進め方、その他については、試行錯誤でやってまいりたいというふうに思っています。フォローアップは計画の進行管理という面がもちろん一番大事な役割としてやっていますが、もう一つ、この計画は5カ年をもって見直すということにもなっていて、やりながら見直しの内容をさらに積み上げていくという意味もあわせた。そういう意味では、進行管理という意味だけではなくて、次回の計画に向けて確実に1年ずつどういうステップを歩んでいけばいいかということも含めて、委員の皆様には忌憚のないご意見をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【岩槻部会長】 どうもありがとうございました。

それでは、議事に入らせていただきますが、初めに、この合同部会の運営に関する規定についての説明を事務局の方からお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

【事務局】 それでは、ご説明申し上げます。

資料の1の方をお開きください。

まず、1枚目の方が中央環境審議会そのものの設置根拠と所掌事務の整理でございます。ページをくっていただきまして2ページ目の方になりますけれども、関係のあるところのみ棒線をふっておりますので、そこをご注目ください。第4条のところは部会に準用されますけれども、部会長代理をあらかじめ置くという規定でございます。第6条は部会でございますが、合同部会は部会とイコールですので、これが準用されます。それから、第7条につきましては、議事の冒頭に申し上げますが、過半数の委員の出席がなければ会議として成立し得ないという規定でございます。さらにページをくっていただきまして、4ページをごらんください。4ページの中ほどに第4条がございますけれども、第4条の第3項でございます。会長の設置によりまして2条の部会の合同部会が設置することができる。この規定に基づきまして先ごろこの部会が設置されたものでございます。

それから次に、7ページ以降をごらんください。こちらが一番重要になってくるのです

が、会議の公開や会議録の扱いにつきまして、平成13年に中央環境審議会の総会で決定している運営方針でございます。かいつまんで申し上げますと、1の(1)が会議の公開でございますが、部会については原則として公開であるということでございます。(2)の代理出席につきましては、代理出席は認めないということでございます。めくっていただきまして8ページでございますけれども、次に、会議録の扱いでございます。会議録につきましては、1の(1)ですが、正確につくるということと、会議録をつくるに当たりましては出席された委員の了解を得てつくるということでございます。会議録と議事要旨の公開についてでございますが、公開を行った会議の議事録は公開になります。それから、
の方でございますが、公開をしてもしなくても議事要旨については公開という扱いになります。

以下については割愛させていただきます。

ポイントは以上でございます。

【岩槻部会長】 どうもありがとうございました。

今の中央環境審議会の運営方針についての定めにありますように、この合同部会は公開で進めさせていただきたいと思っておりますし、それから、会議録は後ほどご出席の委員の方々のご了承を得た上で公開させていただくというふうに取り扱わせていただきたいと思います。

合同部会の運営について、何かご質問かご意見がございますでしょうか。

特にご発言がないようでしたら、早速関係各省庁から点検結果についての報告をいただくことにします。準備いただいているのは合わせて2時間ほどの報告になるそうで、ちょっと重い報告になるかもしれませんが、ゆっくり勉強させていただきたいと思っております。報告はまとめていただいた上で、ご意見、ご質問は報告が全部終わった後にご発言いただきたいと思いますので、しばらくは報告が続くことになると思っておりますけれども、よろしく願います。

それでは初めに、今回の点検の進め方も含めて、環境省からご説明をお願いいたします。

【環境省自然環境計画課長(黒田)】 環境省自然環境計画課長の黒田でございます。環境省からの説明を始めさせていただきます。

本年の1月に審議会の委員の改選がございまして、今期初めて委員に就任された委員の先生もおいでになるということで、説明の初めに生物多様性国家戦略につきまして簡単にご説明をさせていただきます。その後、各省庁の施策の実施状況を取りまとめた点検結果の総論を環境省の方から代表ということでご報告させていただき、最後に、各論として環境省の取り組みについてご紹介をさせていただくということで考えております。

まず、生物多様性国家戦略は、生物多様性条約の第6条に基づきまして各締約国が作成することとされているものでございまして、生物の多様性の保全、それから持続可能な利用の二つに関して戦略を作成すると、こういうふうになっているところでございます。

恐れ入りますが、たくさんあるパンフレットの中で「いのちは創れない 新・生物多様性国家戦略」という、こういう表紙のパンフレットがございます。この20ページに経過が書いてございますので、ちょっとごらんいただきたいと思います。

ここにありますとおり、我が国の生物多様性国家戦略は、平成5年に生物多様性条約が発効してから間もない平成7年に第一次の戦略が策定されております。新国家戦略につきましては、この一次戦略の策定から5年以上が経過しており、生物多様性の危機の進行であるとか、あるいは社会経済情勢の変化が生じるとともに、制度的には河川法をはじめ幾つもの法律に環境の保全が位置づけられたこと、それから、平成13年5月には小泉総理大臣の所信表明の中で自然と共生する社会の実現が重要な政策課題であるということで取り上げられたことなどから、全面的な見直し作業に着手したものであります。先ほど局長からのごあいさつにもありましたとおり、13年から14年にかけて自然環境・野生生物合同部会に見直しについてご審議いただいた上で、昨年3月、地球環境保全関係閣僚会議において新たな国家戦略として決定されたものです。新国家戦略では毎年実施状況について点検を行うことにしておりまして、今回は初めての点検ということでございます。

パワーポイントの画面をごらんください。ちょっと文字が小さい図もあるかと思いますが、離れた席からは見にくいかと思いますが、お許しいただきたいと思います。この画面と同じものが資料7として配付資料の中に入っておりますので、そちらの方もお使いいただきたいと思います。

新しい国家戦略の作成の背景と経過は今申し上げたとおりですが、新国家戦略は、自然と共生する社会を政府全体として実現することを目的に、自然環境に関する施策全般を論じるとともに、単に保全だけでなく再生、創出といった概念や文化的な側面など、広範な分野・領域における持続可能な利用の観点も重視した自然の保全と再生のトータルプランとして策定されています。

お手元に厚い本がございます。新・生物多様性国家戦略そのものでございますが、この新しい戦略は、内容として、速やかに着手すべき施策、それから、少なくとも5年の計画期間中に実施すべき施策について可能な限り明示的に盛り込むとしておりまして、多岐にわたる施策が盛り込まれ、実践的な行動計画としてまとめられているところでございます。

新しい国家戦略では、現在の生物多様性の現状について三つの危機としてこれをあらわしています。第1の危機は、人間の活動や開発が種の減少や絶滅、生態系の破壊をもたらしている点です。第2の危機は、雑木林やため池など、里地・里山の人為的に管理され、守られてきた自然に対して人間の働きかけが減少することによる影響です。最後の第3の危機は、それぞれの地域には存在しなかった生物や物質が人間により外部から持ち込まれることによる影響です。

第1の危機についてもう少しご説明しますと、我が国では、例えば動植物の捕獲・採取、あるいは開発による森林の減少などにより、生物の個体数の減少あるいは生態系の破壊、

分断、劣化を生じている。そして、その結果として、生育・生息する脊椎動物、維管束植物の2割が絶滅の危機に瀕しているところだ。

第2の危機は、逆に自然に対する人為の働きかけが縮小・撤退することによる環境の質の変化、種の減少ないし生息・生育状況の変化による生物多様性の危機だ。中山間地域等における生産・生活様式の変化が二次林などの価値の喪失を招き、適切な管理や利用が放棄された結果、里地・里山に特有の多様な生物が消失しつつあります。例えば、管理放棄された竹林が周囲の二次林に侵入したり、畜産業の衰退による採草放牧地の荒廃により草原性の植物が減少したり、あるいは農業の水管理システムの変化などによって、メダカなどかつては身近に普通に見られた生きものが減少しています。

第3の危機は、移入種や化学物質が生態系にもたらす影響のように、元来その地域に存在しなかった生物や物質によってもたらされる生物多様性の危機だ。移入種による影響について言えば、ブラックバスによる在来魚の捕食や、南西諸島におけるマングースによるアマミノクロウサギなどの貴重な固有種の捕食といった問題のほか、台湾リスのように在来リスとの間で競合が生じ、在来種が駆逐されるというような事態も生じています。

新国家戦略では、これらの三つの危機の進行に対して、生物多様性のもたらす恵みを将来にわたって継承し、自然と人間との調和ある共存の確保された自然と共生する社会を構築するために次の三つの目標を掲げています。一つは種・生態系の保全です。長い歴史の中ではくまれてきた地域に固有の動植物や生態系などの生物多様性を地域の空間特性に応じて適切に保全することを目指しています。二つ目は絶滅の防止と回復です。特に我が国に生息・生育する種に絶滅のおそれが新たに生じないようにするとともに、現に絶滅の危機に瀕した種の回復を図ることを掲げています。三つ目は持続可能な利用です。将来世代のニーズにもこたえられるよう、生物多様性の減少をもたらさない持続可能な方法により、国土の利用や自然資源の利用を行うことが目標です。

新国家戦略では、この三つの目標を達成するために三つの方向性と七つの主要テーマを設定し、戦略的にこれに取り組むこととしています。三つの方向性の第1は保全の強化です。保護地域の設定や移入種に対する対策の強化など、保全の強化を図ります。第2は自然の再生です。各省庁が連携するとともに、地域の多様な主体の参加・協力を得て、自然の再生プロセスを手助けして自然の再生を行います。第3は持続可能な利用です。里地・里山地域など、持続可能な利用を図るため管理や利用を行う新たな仕組みを構築するとともに、環境アセスメント等の活用により環境配慮を盛り込んでいきます。

以上の今申し上げた三つの方向性を踏まえ、新国家戦略では主要な個別テーマとして七つのテーマを設定して取り組むこととしています。ここに示してありますとおり、重要地域、里地・里山、湿原・干潟、そして自然の再生・修復、野生生物、自然環境データ、保全手法等にかかるテーマが掲げられておりまして、それぞれのテーマにつきまして取り扱

い方針が示されています。

以上、多少長くなりましたけれども、新国家戦略の構成の概略説明をさせていただきます。

続いて、新国家戦略の実施状況の点検について簡単にご説明をいたします。

新国家戦略では、最終の第5部という最終章のまた一番最後なのですが、点検に関する記述がございまして、毎年国家戦略の実施状況を点検し、中央環境審議会に報告することとされています。点検の手順も定められておりまして、まず、国家戦略関係省庁連絡会議におきまして効果的な点検手法を検討し、この結果をもとに関係省庁が実質的な点検を行います。連絡会議ではこの関係省庁の点検結果を取りまとめて、国民各層の意見を聞くとともに中央環境審議会に報告することとされております。その際、中央環境審議会では関係省庁の施策の進捗状況について点検し、必要に応じその後の施策の方向について意見を述べるとされています。

手続的なことはさて置きまして、この点検は単に実施状況の点検を行うだけでなく、1年に1回各省庁が生物多様性に関して議論をすることに大きな意義があるのではないかと考えています。国家戦略を策定する5年に1回どうするかの議論をするのではなくて、常に各省庁が議論をして点検を進めていくことが可能になっておりまして、各省庁の連携体制がより強化されると考えています。今回の点検作業におきまして、例えば、各省が実施している自然環境に関する調査につきまして、それぞれの省庁の調査項目や実施状況について相互理解が進みました。そして、この分野での連携の可能性も見出しつつあります。このように点検作業は各省がばらばらに生物多様性の確保に取り組むのではなく、連携して取り組んでいくための共通のプラットフォームづくり、そして、そういう役割を持つというふうにとらえています。

今回の点検は5月に作業を開始いたしまして、おおむね6、7月に各省が実質的な点検を行っております。7月から8月にかけて点検結果をとりまとめ、その後、この結果につきましてパブリックコメントを実施しております。パブリックコメントで寄せられた意見につきましては、後ほどご説明をさせていただきます。

今回の点検は最初の点検ということであり、全般的にそれぞれの施策について顕著な進展が見られるというわけではありませんが、各省の取り組みがどのように進展しているかがよくわかるように、点検に当たって各省共通の統一した様式の個票を用いることとしました。お手元にお配りしました資料2という厚い資料がございまして、その後半にそれぞれの、70項目ぐらいの個票がついております。後ほどお目通しいただければと思います。この個票では施策の目標とか内容、実績、進捗状況、評価、課題、それぞれについて各省庁が点検を行うという形になっております。

それから、参考資料として、点検の報告書とは別に「数値から見る具体的施策の展開」というような資料も作成し、参考資料としてお配りしてまいります。後ほどまたご説明を

いたします。

今回の点検に関するスケジュールといたしましては、この合同部会を2回開催していただきたいと考えています。まず、本日は関係省庁連絡会議からの点検結果についての報告を行い、次回、10月3日に予定していただいております第2回の合同部会におきまして、点検結果に対する意見や施策の方向性につきましてご議論いただければと思います。

それから、環境基本法に基づく環境基本計画についても、中央環境審議会総合政策部会で毎年点検が行われます。従来は国家戦略の点検と環境基本計画の点検は別個に行われてきましたが、新国家戦略の点検からは、環境基本計画の戦略的プログラムのうち生物多様性の保全のための取り組みにつきましては、この生物多様性国家戦略の点検の結果を活用することとしております。これによりまして、今回の点検から国家戦略の点検と基本計画の点検がばらばらに行われるのではなく、一定の枠組みの中で連携して実施されるようになったところでございます。

さて、続いて、本題である点検結果についてご報告いたします。

報告の方法として、まず、点検結果の概要を取りまとめた総論的な部分につきまして、関係省庁連絡会議全体で実施したものでございますが、環境省からご報告をさせていただきます。その後、各省庁の施策につきまして、それぞれの省庁から順次報告をすると、こういう形をとらせていただきます。

点検結果の報告の中身として、まずは先ほどご説明した三つの危機に対してこの1年間のどのような進展があったかという点に触れております。

まず、第1の危機への対応でございます。すなわち人間などによる生態系の破壊等に対する対応ということになりますが、まず、先ほど局長からも話がありましたが、昨年12月に自然再生推進法が制定されました。これは過去に失われた生態系、その他の自然環境を取り戻すことを目的とする制度でございます。特に地域の多様な主体が参画して自然再生を目指す、いわゆるボトムアップ形式による自然再生の枠組みを示すものでございます。現在、荒川中流部に残された旧水路の復元を目指す太郎右衛門地区自然再生協議会が、この法律に基づく初の自然再生協議会として発足しております。現時点では法定の協議会はこの事例のみですが、釧路湿原でも10月にもこの自然再生協議会が設立される見通しです。また、今後はその他の地域でもこの自然再生推進法に沿った取り組みがふえてくるものと思われま。また、各省庁の予算・制度にも「自然再生」という言葉が使われるようになってきています。環境省では平成14年度から自然再生事業を新たに制度化しています。同様に、国土交通省の河川局でも自然再生事業を、また、都市地域整備局でも自然再生緑地整備事業を同じ平成14年度に創設しています。さらに、平成15年度、国土交通省の港湾局においても海域環境創造・自然再生等事業が新設されています。このように公共事業の中に予算・制度として自然再生事業が位置づけられ、これを推進する仕組みが整備されてきていると言えます。また、本年9月末もしくは10月初めに策定が予定

されております社会資本整備重点計画においては、平成19年度末までに失われた湿地や干潟のうち回復可能な湿地や干潟について、約3割を再生するという具体的な数値目標が提示される見通しです。このように平成15年度は法制度面だけではなく、事業を実施するための予算面、計画面でも自然再生が実質的にスタートしたと言えます。自然再生自体は短期間に事業実績などの成果が出るものではありませんが、平成15年度は自然再生の本格的な取り組みが始まったという意味において「自然再生元年」と言えると考えております。

次に、里地・里山等の環境の質の変化に象徴される第2の危機に対しては、土地所有者の管理に任せるだけでなく、NPOなど多様な主体の参画により里地・里山を管理する仕組みの創設が進められつつあります。平成13年の都市緑地保全法の改正により、市民団体などが土地所有者と管理協定を締結して土地の管理を行う「市民緑地制度」が導入されていますが、平成14年度の自然公園法の改正におきましても、自然公園内の里地・里山を対象とした同様の制度である「風景地保護協定制」が導入されています。これにより都市計画区域内及び自然公園区域内では法的な枠組みのもとで、土地所有者にかわってNPO等の多様な主体が土地の管理に参画することが可能になっています。法律の運用実績はまだ十分ではございませんが、このような多様な主体が里地・里山などの管理に参画する枠組みが整備されつつあると言えるところでございます。

三つ目の移入種等に対する生態系の攪乱に象徴される第3の危機に対しては、事業として奄美大島におけるマングース等の駆除が実施されるとともに、現在、移入種対策に必要な措置についての検討が中央環境審議会において行われ、必要な法制度の整備を目指した検討が現在進められているところです。また、ペットなど飼育動物に起因する移入種問題につきましても、ペットの飼育などに関し「家庭動物等の飼育及び保管に関する基準」が定められるなどの取り組みが行われています。さらに、生物多様性条約、カルタヘナ議定書の国内担保法として「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物多様性の確保に関する法律」、略称はカルタヘナ法と呼んでおりますが、この法律が制定され、遺伝子組み換え生物を環境中で使用する場合の生物多様性への影響の評価の的確な実施が求められるようになりました。生態系の影響について未知の点の多い化学物質についても「化学物質審査規正法」が改正され、動植物への毒性を化学物質の審査項目とするなどの進展がありました。

また、今回の点検で明らかになった点として、三つの危機に対する対応のほか、自然環境に関する調査につきましても関係省庁の取り組みに進展が見られるということが上げられます。環境省、国交省、農林水産省はそれぞれのフィールドの生物調査を実施しています。環境省では昭和48年から全国を対象に「自然環境保全基礎調査」を実施しており、現在、第6回目の調査を行っています。この調査では全国の植生図を作成するとともに、動物の分布データなどをメッシュ単位で整理しています。国土交通省河川局で実施している「河

川水辺の国勢調査」は平成2年度に開始されました。これは全国の1級河川123河川と、国交省等が管理するダムを対象に生物種を確認する調査で5年を一巡に行っているもので、現在、3巡目の調査が行われています。また、林野庁の「森林資源モニタリング調査」は平成11年度から森林の状況とその変化の動向について全国統一した手法に基づき実施している調査でございます。全国を4キロメートル間隔で描いた格子点の全国約1万5,700カ所を実施している調査です。また、農林水産省の農村振興局では、農地を対象とした調査として平成13年度より魚類、カエル類を対象に「田んぼの生きもの調査」を実施するとともに、平成14年度からは広域的な農地の広がりを持つ地域を対象に生物種を確認する「農業農村環境情報整備調査」を実施しています。それから、この図にはございませんが、国交省港湾局におきましても、港湾事業の各事業者が個別に実施していた調査につきまして整理を行いまして、統一的なデータとして蓄積し公表していく海域環境情報提供システムの取り組みが行われています。このように各省庁では線的、面的な範囲でさまざまな生物調査が行われるようになってきており、横断的に見ますと、例えば、魚類で全国4,700カ所で捕獲調査が行われるとか、底生生物で2,300カ所、陸上昆虫については3,900カ所でモニタリングが行われると、こういう状況になっております。

各省庁の実施する調査は、その目的、内容につきましても、単に生物種を確認するだけの調査から生態系としての健全性を把握する調査に変わりつつあります。環境省、農林水産省、国土交通省などでは、生態系の機能の把握を行う調査や自然環境の劣化を把握する調査に取り組むようになってきています。このうち環境省では、全国におよそ1,000カ所のモニタリングサイトを設置し、生態系の変異を全国規模で長期間にわたって把握する重要生態系監視地域モニタリング事業、通称「モニタリングサイト1000」に平成15年度から新たに取り組んでいます。また、国土交通省河川局では「河川水辺の国勢調査」につきまして、生物相の把握に主眼を置いた調査体系から生態系の健全性を把握する調査に調査体系を変える方向で調査マニュアルの改定が進められつつあります。このように森林、農地、河川、湿地、海岸など、生物の多様性の観点から重要な土地に関する自然環境の調査が出そろいつつあり、加えてそれぞれの調査内容の充実も図られようとしています。各省庁による調査の実態が今回の点検作業におきまして明らかになったことは特筆すべきことではないかとも考えており、今後、連携して調査を実施することによりまして生物多様性の把握の進展も期待できるところです。ただ、現段階ではなかなか各調査の横の連携というものが十分ではございませんで、このギャップを埋めることが今後の一つの課題と考えています。

さて、点検結果の総論的な部分をかいつまんでお話ししましたが、国家戦略の点検の報告書の構成について簡単にご説明します。

ちょっと薄暗い中で恐縮ですが、配付資料の2が点検結果の報告書でございます。この中では、まず、先ほど説明した三つの危機に対してどのような進展があったかを述べ、次

いで新国家戦略において施策の基本方向とされている保全の強化、自然再生、持続可能な利用の観点からどのような進展があったのかを示しています。さらに、七つのテーマ別どのような進展があったのかの点検も行っています。戦略本体では、その4部におきまして国土の空間特性や土地利用に応じた生物多様性に関する具体的施策がたくさん書かれております。それぞれの具体的施策の点検結果が先ほど申し上げた個票でございますが、テーマ別の点検結果の後ろに位置するものでございますが、大量なものでございますから、一番最後に添付してあるところでございます。

なお、この個票に関しましては、どこの省庁が関係しているかということがわかるように、右下の欄外に省庁名を記載してあるところでございます。また、この報告書に加えまして今回の点検では参考資料を幾つかつけておりまして、資料4、5、6といったあたりで、例えば数値から見る具体的施策の展開、それから、関係省庁が全国を対象に実施している主な生物調査などを示しており、今申し上げた生物調査の資料につきましては、各生物分類群ごとにそれぞれの省庁のモニタリングポイント数をまとめて記載しております。

以上が報告書の構成でございます。

先ほどご説明しました三つの危機に対する総論的な部分の後ろの各論につきましては、後ほど各省ごとに説明をさせていただくと、こういうことにしたいと思っております。

さて、全体的な説明は以上でございますが、ここからは各省の説明の一つとして、環境省の取り組みについてどのような進展があったのかということをご報告させていただきます。

ちょっと字が小さくて見にくいかもしれませんが、環境省では自然環境保全施策を展開する上で、自然環境に関する情報の収集・整備、これは不可欠との認識のもと昭和48年以来基礎調査を実施しておりますが、今日まで全国の植生図を作成するとか、あるいは植物群落のリストを作成するなどの成果を得てきているところでございます。しかしながら、例えば昆虫であるとか魚であるとか、植物もそうですが、分布図の策定が必ずしも十分ではないとか、特定の地域あるいは生態系を長期にわたってそのデータの蓄積を図るといったような基礎的なモニタリングがない、あるいは海に関しては情報が著しく不足していると、こういう課題もあるということで、従来の調査の実績を踏まえつつ、調査の質的転換や、あるいは関係省庁との連携というものを図っていく必要があると考えております。このために、調査に関しましては、基礎調査に加えまして先ほどご説明しました「モニタリングサイト1000」という事業に新たに取り組んでいるところでございまして、このモニタリング事業の実施によりまして生態系の変異等を把握して、保全上の問題を早期に発見するとともに問題解決に必要な情報の収集をしていくと。現在、この「モニタリングサイト1000」につきましては、具体的にどう実施するのかということにつきまして、詳細の検討を行っているところでございます。また、環境省では自然環境保全基礎調査の一環ですが、重要湿地に選定された干潟や藻場を主な対象とした浅海域、浅い海の生態系の調査を実施しているところでございます。環境省としては、今後、分布などの面的な調査を基

礎調査により推進するとともに、「モニタリングサイト1000」により特定の場所の時系列的調査をあわせて実施し、自然環境の全体像の把握に努める考えです。さらに、このような調査によって得られた成果についてデータベースを構築するとともに、インターネットにより情報を提供する生物多様性情報システム、J-IBISと呼んでおりますが、これを運用しております。毎月平均200万件を超えるアクセスがございまして、自然環境に関する情報源として広く活用をされているところでございます。こういったことから、この情報システムの機能につきましても強化・拡充を進めているところでございます。

次に、保全の強化に関する取り組みです。平成14年4月に自然公園法の改正を行いました。風景地の保護のみを法律の目的にしておりました自然公園法でございまして、生物の多様性の確保というものを国の責務として位置づけまして、自然公園を生物多様性保全の屋台骨として明確にいたしました。あわせて、この改正によりまして特別地域におきまして貴重な昆虫類等の指定動物の捕獲規制、貴重な湿原等の立ち入り制限地区制度、利用者数の調整を図るための利用調整地区制度等を新たに導入し、保全すべきところは保全を強化するとともに、利用する場合においてもオーバーユーズを防ぐことができるような枠組みを導入いたしました。今後はこの新しい制度をどのように運用するかが課題となっております。

また、保全の強化という意味では、保護地域の拡大に努め、自然公園の面積を新国家戦略策定時に比べ約1万3,000ヘクタール増加させたり、自然環境保全地域につきましても地区数や面積を増加させてきております。細かい数字はございませんが、原生的な自然環境を公園の中の手つかずの自然環境を保全するために厳しい規制が敷かれる特別保護地区につきましても、西表国立公園などで全国合計1,800ヘクタールが新たに指定されております。

次に、野生生物の保護でございまして、藤前干潟、宮島沼の2カ所の国指定鳥獣保護区を新規に指定し、この二つにつきましては、ともにラムサール条約の登録湿地として登録いたしました。この結果、国設の鳥獣保護区につきましては56地区、ラムサール条約登録湿地数は13カ所になっております。また、種の絶滅回避のため、種の保存法に基づきスイゲンゼニタナゴなど5種の動植物を国内希少野生動植物として指定しております。さらに、鳥獣保護法を全部改正し、保護のための規制の強化を行いました。野生生物の保護に関しては一定の成果が見られますが、例えば、約2,700種、主な絶滅のおそれのある種の保存をどのように進めていくかなどがこれからの大きな課題です。社会的に大きな関心が寄せられています移入種対策につきましては、先ほどご説明したとおりでございまして、現在、新たな法制度をも視野に入れまして制度のあり方について検討が進められているところでございますし、マングースの駆除等の事業も実施しております。また、ペット等、飼養動物に起因する移入種問題につきましても、家庭動物に関する基準が定められ、ペットの一層の防止等が図られてきています。これから大変な法の制定、化

学物質審査規正法の改正、あるいは農薬取締法の基準の改正等によりまして、生態系への影響を防止するためのリスク評価、リスク管理も強化されたところでございます。

自然再生につきましては、経過としては、昨年末に法律が成立いたしましたして、今年度から4月に基本方針が閣議決定されたことを受けて本格的な運用が始まっているところでございます。環境省では、国土交通省、農林水産省と共同しまして釧路湿原の再生事業に取り組んでおります。これを自然再生法のスキームに乗った取り組みとするための準備を現在進めているところであり、自然再生協議会委員の公募というようなことを現在行っております。この協議会の中で行政機関、専門家あるいはNPO、住民など、地域の多様な主体の参画を得て、科学的な検証と合意形成を図りながら釧路湿原の再生に取り組むたいと考えております。また、埼玉県のかぬぎ山におきまして行われている自然再生につきましては、埼玉県に補助を行っているところでございます。このほか、自然再生を行うための調査をサロベツ湿原、小笠原、大台ヶ原、あるいは南の石西礁湖で開始するとともに、蒲生干潟、三番瀬等につきまして自然再生に向けた調査に国庫補助を行っているところでございます。この再生事業は始まったばかりの事業でありますので、今後、経験と実績の積み重ねをして知見の収集、技術の向上に取り組んでいきたいと考えております。

それから、最後でございますが、里地・里山等の自然環境の維持管理でございます。先ほど申し上げました自然公園法の改正によりまして、風景地保護協定制度等が創設されております。また、風景地保護協定が結ばれた場合には、当該協定地域内の土地につきまして特別土地保有税を非課税とするという措置も実施されています。さらに、里地・里山の特性を把握し保全の方向性を検討するため、里地里山制度を実施しております。これまでに全国の里地・里山を二次林のタイプなどから八つに区分し、それぞれの特性や管理の緊急性、竹林の侵入や希少種等の分布につきまして整理をし、それを踏まえて保全方策について整理、検討を行っているところでございます。

以上、新国家戦略策定後の環境省の主な取り組みをご紹介いたしましたが、これらの取り組みにつきましては、中間的な自己評価をしますと、一応合格点に入るのではないかと、このように思っております。総じて言いますとまだ大きな成果を得る段階にはいないところでございますが、方向性としては理解を得られるかなと自分自身で考えておるところでございます。環境省といたしまして今後とも各省等の施策の連携の強化を図りながら、この国家戦略に沿いまして生物多様性の保全と適正な利用のために力を注いでいきたいというふうに思っております。

環境省からの説明は以上でございます。ありがとうございました。

【岩槻部会長】 どうもありがとうございました。

最初に申しましたように、コメント等は全部が終わったところでお願いすることにして、続きまして、農林水産省からご説明をお願いいたします。

【農林水産省大臣官房参事官（島田）】 農林水産省の環境政策担当参事官の島田でござ

います。よろしくどうぞお願いいたします。

私ども農林水産省におきましては、この7月に官房に環境政策課を新たに設置いたしまして、環境政策にこれまで以上に力を注いでいきたいというふうに考えている次第でございます。

それでは、お手元にお配りしております資料8、「生物多様性の保全・利用に向けた農林水産施策」、これに沿ってご説明をさせていただきたいというふうに思います。

まず、1ページ目をおめくりいただきたいと思えます。

農林水産省の環境配慮方針、これについて載せてございます。これは環境基本計画において各省が自主的に点検し、明らかにすべきということが決められておりまして、農林水産省におきましては本年の6月27日に農林水産省の環境配慮方針、これを決定したわけでございます。ここにおきましては、まず、環境保全型農業の推進、持続農業法によります化学肥料ですとか農薬の低減、また、堆肥等、有機質肥料を通じました土づくり等により環境にやさしい農業を推進していきたいということでございます。2番目が地球温暖化防止のための森林吸収源対策、3番目が生態系の構成要素たる水産資源の持続的利用ということでございます。また、4番目がバイオマス・ニッポン総合戦略の推進でございます。昨年12月に閣議決定をいたしましたバイオマス・ニッポン総合戦略、これにのっとったバイオマス利用の促進を図っていくということでございます。5番目が健全な水循環を支える地域資源の保全ということで、里地ですとか棚田、こういう地域は農業生産上の制約が強いわけでございますが、その一方で水循環、水源涵養等で重要な役割を果たしております里地や棚田の保全に努めるということでございます。また、集落排水施設の整備等、あるいは安定的な用水機能の確保を通じて水源涵養等に努めていくということでございます。また、6番目といたしまして、農林水産関係の公共投資のグリーン化で、農林水産公共事業におきましても自然と共生するような環境保全型事業へ転換をしていくということです。また、水産ですとか水生動植物の生息環境の保全に努めております。さらにまた、水産関係の事業におきましては、藻場、干潟、これの回復につきまして、5年間で5,000ヘクタールの回復を図りたいというふうに考えております。これらを通じました「海の森づくり」というところに力を注いでいきたいと考えております。

2ページ目でございます。事業実施におきます環境との調和への配慮ということでまとめてございます。右の方に土地改良法の一部改正で環境との調和への配慮ということ載せてございますが、13年に土地改良法の改正を行いまして、その1条、目的に環境との調和への配慮というのを追加しております。こういった環境との調和への配慮、また、自然再生に資するような工法についての導入と、こういう2点で私どもも施策を進めておるところでございます。

それでは、各担当の方からそれぞれの具体的な内容についてご説明をいたしたいと思えます。

【農水省生産局農産振興整備課環境保全型農業対策室（郡）】 生産局でございます。生産局の方は、農産物あるいは畜産物の生産に伴います環境負荷を抑えまして、持続的な農業生産を展開するといった観点から仕事をさせていただいているところでございます。平成4年から環境負荷に配慮しまして、持続的な農業ということで環境保全型農業、これを推進していくというような生産の方針を打ち出しまして、それ以降10余年にわたりましてその取り組みを進めてきておるところでございます。平成11年には新しい「食料・農業・農村基本法」ができてまいりまして、その中に農業の自然循環機能の維持増進、これをもって農業の将来にわたって持続的に発展できるようにというような観点が盛り込まれました経緯がございまして、それと同時に、先ほど説明がございましたけれども、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」というものが成立いたしております。これは具体的には農業生態系によります物質循環機能を十分に活用できるように土づくりを基本といたしまして、さらには化学肥料、化学農薬の低減に資する技術をそれぞれ個々導入いたしまして、その計画を立てた者が都道府県知事の認定を受け、税制上あるいは金融上の優遇措置を受けることができるというような仕組みでございます。これにつきましては、新国家戦略策定当時7,600名前後というようなあたりの認定数でございましたが、その後、広報活動などに努めまして下にこの資料にございますようなマークなどをつくり、かなり生産者、消費者の方にもアピールしてまいった結果といたしまして、かなり急速に認定数が増加しているというような状況にございます。特にこういった技術をわかりやすく提示し、農業者の理解を進めているという部分と、先ほどこういった取り組みを支援するというような交わりも流通業者等の動きなどもございます。それから、産地単位で産地が一体となって多くの生産者が手をつないで取り組もうというような動きも出てまいりまして、この資料の右の下の表にございますように、かなりの勢いで伸び続けておる状況にございます。今後もこうした取り組みを推進してまいって、農業生産全体にこういった考え方、農業技術の浸透を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

簡単でございますが、生産局からは以上でございます。

【農水省農村振興局計画部資源課】 それでは、農林水産省の農村振興局でございますが、私どもの方からご説明をさせていただきます。資料は、資料8の中の資料3というところのカラー刷りを用意しております。

初めに、私どもの農村振興局では農業農村整備事業、土地改良事業でございますが、それを担当しておりますので、当事業における生態系保全・自然再生への取り組みの全体像というものを1ページにお示しをしております。先ほどもご説明がございましたが、平成13年度に土地改良法の改正を行いまして、この法改正により環境との調和への配慮を事業実施の原則として位置づけて実施をしているというところであります。また、上の方にございますが、田園環境整備マスタープランというものを地域……、市町村でございますが、地域みずからが作成をして自然と共生する環境総合型事業というものを実施をすると

いうことを推進しているというところでありまして、現在、このマスタープランは左のグラフのようにございますが、約2,500市町村で作成をされているというところでありませ

それから、施策の特に重点的な取り組み方法として、このブルーの囲みの中で5点ほどございますが、その5点ほどを中心に取り組んでいるというところでありませ。まず一つは、自然再生に向けた取り組みということで、サロベツ地区とか、あるいは農業農村整備事業の今実施中の地区であります、いさわ南部地区で水と緑のネットワーク保全というものをスローガンにしてこれに重点的に取り組んでいるとか、環境省の方からもご説明がありましたが、釧路湿原とか、あるいはトキとかコウノトリの野生復帰に向けた取り組みも環境省と連携をして取り組んできているというふうなところでありませ。そのほかに、中段から下にございますが、地域活動の促進・拡大に向けた取り組み、あるいは地域の農村・自然に対する意識醸成を図る取り組み、あるいは技術の開発・普及、あるいは技術者の意識改革というものに向けた取り組み、それから国民の理解を増進するというような取り組み、こういうような取り組みを重点的に実施をしてきているというところでありませ。それでは、2ページでございます。

私どもの具体的な施策に関する点検結果というところは、環境省からお示しをしております資料2の中の個票に示してございますが、そういう中で2ページ以降には私どもが取り組んでいる施策の実施状況をわかりやすく取りまとめさせていただいております。

最初に、2ページには環境に配慮した農業農村の整備についてまとめてあります。生態系保全などの環境に配慮した取り組みということで、施策の目標としてこのグリーンのところに四角で二つほどありますが、こういうような地域全体を視野に置いて可能な限り二次的自然や景観への負荷を回避・低減する。あるいは持続可能社会の形成に資するよう、環境との調和に配慮するというようなことを目標に置いて進めてきているというところでありませ。それを目標にして、下の方に四つ四角で囲んでございますが、こういうようなところを中心に取り組んできているというところでありませ。先ほどもご説明しましたが、一つは、土地改良法を改正して環境との調和への配慮を事業実施の原則として位置づけているところでありませ。それから、生態系のネットワークの確保に配慮するなど、農業用施設等の整備を実施をしてきているというところでありませ。それから、環境保全技術の確立あるいは環境配慮の支援、こういうものも進めてきていると。それから最後に、自然再生への取り組みというものを進めてきているというところでありませ。

それから、3ページでございますが、そういうような農業農村整備事業における環境配慮とほかに、農村の環境の保全と利用を通じて、例えば、水田の有する多面的機能の確保、あるいは農地や水路の維持管理、自然生態系の保全を図ってきているというところで、そのような施策として下の方に棚田地域の生産基盤の整備とか農地の維持管理当の活動の支援、自然とのふれあい空間の整備、都市農村交流の促進、こういうような施策を進めてき

ているというところでもあります。

4 ページ以降に農業農村整備事業における環境との調和への配慮ということで、具体的に事例とかそういうものを写真等でお示しをしております。4 ページには先ほど申しました田園環境整備マスタープランの例を示しております。田園環境整備マスタープランというのは市町村が作りませんが、田園環境の現状と課題を把握して、環境配慮の目標と整備の基本方針を定めて、環境創造区域、環境配慮区域などを設定をして、整備構想を作成していくというものであります。

5 ページに生態系などの環境に配慮した農業用施設の整備の例を写真で示しております。例えば、左の下のように、魚類の木柵というものを設けてその下の下に魚類が住みやすいようなものを確保していくというように、そういうような生息環境を考慮した施設を水路につくっていくとか、あるいは中央にあります。これは両生類の移動、カエルなどがはい出しやすいように配慮した施設であります。それから、その下にはハナショウブであります。こういうような生育環境を維持するために、地下水位が下がらないようにコントロールをするような施設をつくと、そういうような例であります。

それから、6 ページであります。6 ページには生態系などの環境に配慮した整備の展開ということでいろいろな調査を実施しております。環境省の先ほどのパワーポイントの中での説明でもございましたが、環境に配慮した整備の展開を行うための「田んぼの生きもの調査」を全国で実施をしているというのがこれでございます。その田んぼの生きもの調査を実施をして、水田周りの流速と魚の生息状況がこのようになっているというように取りまとめを行ったり、あるいは全国でのメダカの調査などをこのような形で展開をしているというところでもあります。

7 ページは、そういうような生きもの調査は、特にこのねらいは地域の小学生とか住民とか、そういうような多様な主体との連携を進めて、そういうような地域の方々に意識を持ってもらうというようなことがねらいであります。こういうような形で進めてきているというところでもあります。

それから、8 ページでございます。田んぼの生きもの調査とあわせて農業農村生きもの情報マップというものを作成を進めているということでもあります。これは農業地域における、先ほどは特にメダカとかカエルが中心でありましたけれども、これは哺乳類全体とか、あるいはいろいろな生物、それから、植物も含めて生物調査、右のような農業関係の主な流域を中心にして調査を行って、それをGIS上に載せてデータベースとして活用するというようなもので、これは平成14年度から全国で調査を実施してきているというところでもあります。

それから、9 ページは環境配慮工法というような技術確立、あるいはその実証的な調査をやっております。左のように排水路と水田の間では落差があって、通常、モロコとか魚のような、小魚類のようなものが移動障害になっているというところでもあります。

ので、その移動障害を回避するというような施設を実証的につくっているというところ
あります。下の方はドジョウの移動障害の解消の施設であります。それから、そのほかに、
中央にございますが、環境省などと連携をしてツルの分散化という……、ツルは鹿児島
の出水に集中をして伝染病等が起こると大きな被害をもたらすというおそれもあるので、
そういうような分散化をねらいとして高知県の中村市でこのようなデコイというものを
つくって実証調査をやっております。また、佐渡のトキについても、環境省と連携をして農
業施設のあり方についても検討をしているというところでもあります。そのほかに、一番右
にございますが、環境との調和に配慮した事業実施のためのいろいろな調査計画あるいは
設計、こういうようなものについての手引きをつくってきているというところでもあります。

10ページ以降は自然再生への取り組みで、サロベツ湿原への取り組みの例をお示し
してあります。それから、11ページは、先ほど環境省の方からもお話がありましたが、釧
路湿原への取り組みであります。それから、12ページは、特にそういう自然環境の保全
・再生活動を進めていく上では、地域住民とかNPOなどと、そういうような活動が重要
であるということでありまして、そういうような地域における取り組みへの支援も行って
きているというところでもあります。13ページは、特に中山間地域の棚田地域の保全を
図り、こういう棚田等が持つ多面的機能の維持を図ってきているというところ
でもあります。それから、14ページは、そういう中山間地域の自然生態系の保全等の活動の
取り組みというものを、例えば、中山間地域の直接支払制度などを通じて支援をして
きているというところでもあります。それから、15ページには自然とのふれあい空間の
整備、都市農村交流の促進の取り組み事例を示してあります。

私どもの方からの説明は以上であります。

【林野庁森林整備部研究普及課長（平野）】 続いて、林野庁でございます。研究普及課
長の平野でございます。よろしくお願いいいたします。

資料の4でございます。林野庁につきましては、13年度で新しい森林林業基本法を策
定いたしまして、環境関連の施策を充実させてきたところでございます。今回は全部で5
枚でございますけれども、代表的な取り組みについて4本ほどご説明したいと思います。

まず、1ページ、2ページでございますけれども、森林資源のモニタリング調査でござ
います。これはモントリオール・プロセスへの適応をにらみながら平成11年から始めた
ものでございます。全国にプロットの数にして約1万5,000点というプロットを用意い
たしまして、毎年3,000プロット余りを実施して、5年かけて一巡するというものでござ
います。こういった統一手法で森林の全国調査をするというのは初めての試みでござい
まして、一巡した後も、当然、モニタリングですから調査を繰り返すということござい
ます。具体的なプロットにつきましては、4キロ間隔で縦横の線を引っ張りまして、その
格子点、グリッドをプロットといたしまして、一つの大きさは0.1ヘクタール、300坪
でございます。その点を中心に同心円上に三つに区切りまして、中心に行くほど濃密な調

査を実施するというものでございます。調査内容は右側に掲げてございますように(1)から(5)を行います。実施主体は、民有林につきましては都道府県、それから、国有林につきましては各森林管理局、かつての営林局ですけれども、これが行います。予算規模は約5億でございます。調査結果ですけれども、林野庁が森林総研等と分析の上取りまとめ、公表は本年以降を考えたいということで取り組んでおります。来年からは2巡目ということになります。

2ページはプロットごとの具体的な調査事例でございます。大体3人一組で1日という作業でございます。現地の方にはGPSを使って到達するということでございます。プロットの中心、これが小円部と書いてあります左側の欄でございますけれども、あんこの部分でございます。立木のみならずかなり細かな植生調査を行います。外側にいくほど密度は粗になるということでございます。といたしても、伐根とかあるいは空洞、それから、下層植生まで調査を行うわけでございます。これまで林野庁というのは、どちらかといいますと、木材といいますか、有用樹種の幹の部分にしか目が行かなかったわけでございますけれども、こういう幅広の生態系についても新しい取り組み、調査を進めているところでございます。

それから、3ページ、ここから国有林になります。保護林、この制度はもうかれこれ90年の歴史があるわけですが、とりわけ平成元年に見直しをいたしまして、7区分にいたしました。総面積は62万ヘクタールということでございますので、東京都の3倍程度ということでございます。右側の表にございますように、一番上、1番のところで森林生態系保護地域とございますけれども、これは屋久島とかあるいは白神といった世界遺産も含んでございます。具体的な活動は、環境教育の場としての保護あるいはダメージを受けた植生の回復、それから、希少野生動植物の生息環境の調査あるいは維持整備でございます。こういった保護的観点というのは国有林野事業の使命として今後ともますます重要になってくるものと認識しております。

4ページ目、緑の回廊でございます。これは前ページにございました保護林と保護林をつないでいくものでございまして、野生動植物の移動経路と言われるものでございます。左下の文中にございますように、こんもり盛り上がったおむすび山のような形のもの、これが保護林ですけれども、これをつなげたものが緑の回廊でございます。おおよそその幅は2キロメートルでございます。いわゆるヒグマとかツキノワグマといったアンブレラ種の行動範囲を確保するというものでございます。創設は3年前の平成12年でございます。現在17カ所、31万ヘクタールがございまして、右の表に日本地図がございまして、薄い灰色の部分、スクリーントーンの部分が国有林でございます。黒く塗りつぶした部分が緑の回廊ということで、一番から まで振ってございます。この緑の回廊すべてが国有林というわけではございまして、例えば 番の北上高地、あるいは 、 丹沢、富士山、これなどは民有林も含んでございまして、特に 、 につきましては、面積の半

数以上が市有林とか、あるいは県有林というものがございまして。新しいところでは 番目、現在計画中でございましてけれども、山形県の内陸部で検討が進んでおりまして、来春に向けて委員会を開催しているところでございます。

最後、5 ページでございまして。交付金制度でございまして。昨年の平成14年度からスタートした制度でございまして、森林所有者が森林の現況調査や、あるいは境界確定、刈り払い、歩道整備、こういった作業を実施するために必要な経費を交付しているというものでございまして。農業分野の方でいわゆる直接支払というものが3年前から行われておりまして、これは棚田などの傾斜地農業を実施する者に1反当たり最高2万1,000円というものが支払われる事例でございまして。過疎地の高齢者が多い僻村ではこういった制度が有効に機能してございましてけれども、これに対して森林関連のこの交付金制度というのは、適正な森林整備を実施するために必要な森林計画、森林施業計画でございましてけれども、これを立てた森林所有者たちが市町村と協定を結ぶ中でこういった事業をやるというものでございまして。単位として30ヘクタールを最低単位として考えてございましてけれども、1ヘクタール当たりの交付金の金額、これは1万円ということでございます。昨年の実績、数字は書いてございませぬけれども、全国43道府県で実施されまして、面積にして120万ヘクタールがこの支援の対象として実施されてございまして。今後とも国土の適正な管理を担うという、僻地辺境対策という視点からも、こういった施策を通じて必要な森林、自然環境の整備といったものを図っていく必要があるというふうに考えております。

以上、引き続き総合的な環境保全のために林野庁としても努めてまいりたいというふうに考えております。ありがとうございました。

【水産庁漁場資源課生態系保全室（田中）】 水産庁の生態系保全室の田中と申します。私の方から、お手元の資料の8の資料5というものになります、水産庁の新・生物多様性国家戦略の実施状況についてご説明を申し上げたいと思います。

水産庁では、生物多様性に富む生産力豊かな漁場を維持しながら、海洋生物資源の保全と持続的利用を推進するということを基本方針としております。このもとでこの新国家戦略の施策の基本方向であります保全の強化、自然再生及び持続可能な利用、あるいは農林水産省の方で定めております環境配慮の方針、これらに従いまして国内のみならず国際的にもさまざまな施策を進めているところでございまして。今回、この中で代表的なものを資料という形で全部で4ページにまとめさせていただいております。

1 ページ目をおあげいただきたいと思っております。

国内的な対応といたしましては、まず、漁業関係制度のもとで水産生物の産卵場や育成場を守る全国120カ所の保護水面の設置や、あと、資源管理型漁業といったものを推進しながら、方針の中にもございまして持続可能な利用というものを図っているところであります。特にこの新国家戦略が策定された後の平成14年度から、新たに我が国周辺の資源の状況が悪化しております水産種について、範囲を決めまして資源回復計画の作成、実施

といったものを開始しております。そして、ここの右の図のところにもございますように、全国で既に四つの計画が策定されておりました、資源回復に向けて漁業者の経営に直接痛みを与えるような、例えば、操業日数を減らすとか、あるいは操業する船の数を減らすといったような厳しい措置も加えながら、資源の回復を推進しているというところでございます。

次のページをお開きください。

また、水産庁においてはこの希少な野生水産生物の保護というのも代表的な国内施策の一つでありまして、この農林水産省で定めました「野生水産動植物の保護に関する基本方針」というものに基づきまして、この水産分野において長年にわたって蓄積されてきておりますさまざまな水産生物の増殖技術、これを生かしながら淡水魚を中心に保全あるいは増殖手法の開発を行っております。数値目標の進展のところにもございますように、この保護・増殖事業を通じまして対象とする希少種の数を増加させることが達成されております。

3 ページ目をお開きいただきたいと思います。

国際的な対応として一例挙げさせていただいておりますけれども、この近年、環境保護、特に野生生物に対する意識の高まりから、サメ類や海鳥に対して漁業が及ぼす影響というもの非常に問題視されているという状況がございます。これを受けまして、国連の食糧農業機関、FAOでございますが、こういったところの場においてさまざまな漁業とこれら野生生物との共存に関する取り組みが行われております。特にここにも書いておりますように、日本は責任ある漁業国として、こういったようなFAOのサメ類に関する国際行動計画、あるいははえ縄漁業によって偶発的に捕獲される海鳥を削減するための国際行動計画といったものに対して積極的に国内行動計画を策定して、あるいはその評価や実施状況を逐次国際機関の方に報告をして必要な義務を果たしているところでございます。ほかの国が必ずしもこの国際行動計画の実施について十分な進捗を図っていないという面もございますので、あわせてこの国際機関を通じまして、サメや海鳥のこの問題についてさらに取り組みを深めるように、財政的な支援や、あるいは人的な支援というものも行ってきているところでございます。

最後、4 ページの方をおあけいただきたいと思います。

藻場や干潟の造成でございます。これにつきましても、水産庁では漁場整備の一環、あるいは我々「海の森づくり」というふうに称しておりますが、その一環といたしまして積極的にそれを推進しているところでございます。この藻場・干潟の造成については、水産庁におきましても水産基盤整備事業、公共事業の中で、平成14年度には全国で約900ヘクタールの藻場・干潟の造成を達成しております。将来的には、先ほどもお話がございました5年間で5,000ヘクタールという目標を見据えながら、海の環境の保全と生物多様性の高い生態系の再生に大きく寄与していくために、この造成を引き続き強力で推進し

ていきたいというふうに考えております。あわせまして、この造成に必要な新たな技術の開発や、それから、あとは多様な事業主体あるいはセクターの参加のための必要な支援というものも行っていくこととしております。

以上でございます。

【岩槻部会長】 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして国土交通省からのご説明をお願いいたします。

【国土交通省総合政策局国土環境・調整課課長補佐（麓）】 国土交通省総合政策局国土環境・調整課でございます。

資料につきましては、資料9の方でございますが、資料の説明に入ります前に概括的な説明をさせていただきます。

国土交通省といたしましては、河川、港湾、都市公園等、幅広い分野におきまして生物多様性の保全に積極的に取り組んでおるところでございます。特に荒川、釧路湿原、三河湾等で自然再生事業を実施してございまして、近々策定予定の社会資本整備重点計画におきましても、失われた自然の水辺のうち回復可能な自然の水辺について、平成19年度までに約2割再生するという、それから、失われた湿地や干潟のうち回復可能な湿地や干潟につきまして、平成19年度までに約3割を再生するという具体的な目標を設定して取り組んでいくこととしてございます。また、そのほかにも環境教育、環境学習に関連する施策や、生物調査に関連する施策に取り組んでいるところでございますが、詳細につきましては、河川局、港湾局、都市・地域整備局より説明させていただきます。

【国土交通省河川局河川環境課長（岡山）】 それでは、河川局からの説明、私、河川環境課長の岡山でございます。よろしくをお願いいたします。

資料9の1ページからでございますが、ご承知のとおり、河川局では河川法を平成9年に改正しまして、治水、利水に加えて環境の整備を三つ目の目的として施策を展開しております。ただいま全国109の1級水系をはじめ、2級河川も含めて河川整備基本方針並びに整備計画を流域の各地域の方々のご意見を伺いながら、自然再生なり自然環境の保全を目的にも加えまして計画づくりを鋭意進めているところでございまして、これらの具体的な各流域での整備を進めるためにさまざまな施策を展開しているところでございます。

そして、きょうはこういったさまざまな施策というよりも、私どもで実施している基礎調査について特に詳しく報告してほしいという事務局からのご要請がありましたので、その点を中心にご説明をさせていただきたいと思っております。

2ページ目を開いていただきますと、先ほどから報告がありますが、「河川水辺の国勢調査」、これを平成2年度から全国的に展開をしております。まず、科学的にどういう生物が川にいるのか、これを把握することが大事であるという……、明かりをつけていただいて……、資料が小さいものですから手元の資料を見ていただいた方がいいかもしれません。全国の109水系の1級河川並びに主要な2級河川及び直轄公団のダム、これを対象

にしまして2ページにありますような各種の生物について調査を実施しております。これについて少し詳しく、以降、ご説明したいと思います。

3ページ目でございますが、1級河川では123の河川、これは支川の数も含めて123の河川、それから、2級河川では33、ダムでは83ということでございますが、これを5カ年で庶務ごとに一巡するような形、左下の絵のような形で実施をしております、調査ポイントにつきましては、右下の表のように全国で約2万地点を調査しているということでございます。

4ページでございますが、例えば、その調査方法について、鳥類であれば約3キロから6キロを1調査区として、年5回、期別に調査し、場所によってラインセンサスとか定点記録法をとりまして、専門家のご指導をいただきながら調査をしているということでございます。

5ページでございますが、その中でどんな種が確認できたか、これは1級河川109水系、123河川についてであります、魚類については339種確認できたと。汽水、淡水だけで限ると169で、環境省さんの方の目録に記載されているものの約8割以上が確認されている。植物についても4割、あるいはその他についても約半分が3割というようなものが確認されておりますが、この調査区域の面積は日本国土の約0.7%であります。こんな狭い範囲についてこれだけの種が確認できるということは、やはり河川水辺における生態系の豊かさ、あるいはその貴重さ、あるいはその重要性ということが私どもも身にしみて感じておるところでございます。この種を同定するというのがかなり大変な作業でございます、私ども役所の人間だけではできないということから、専門の先生方にスクリーニング委員会というものをつくっていただいて非常に手間のかかる仕事をいただいているところでございます。

その結果、例えば6ページでございますが、サケが1巡目、これは平成3年からの5年、2巡目はその後の5年でございますが、赤が1巡目、2巡目とも確認された川、青が1巡目のみ、緑が2巡目のみということでございますが、若干の調査のぶれはあると思いますが、サケについてはこんな川で確認されているという例でございます。

それから、7ページ目は、良好な河川環境を左にあるような指標で見ますと、例えば、生態系の上位種であるとかヨシ原であるとか干潟であるとか、こういったものにおける代表的な種について見てみると、大体安定的な確認種が1巡目、2巡目で得られておりました、有意かどうかわかりませんが、若干増加のものが多いという形でございます。

それから、それを個々にお示ししたのが8ページでございます。それから、9ページにも引き続き……、また後ほど見ていただきたいと思いますが、ちょっと小さくて恐縮でございます。

それから、10ページは最近話題の外来種についてでございます。オオクチバス、ブルーギル等、やはり2巡目の方がふえているという状態が把握できますが、それを絵で見ま

すと11ページでございます。やはり2巡目のみにという緑の川が多いという形が見えていただけかと思えます。12ページは植物でございます。

そして、こういった結果を、膨大な資料になるわけでございますが、現在、2巡まで終わって3巡目を実施中でございます。これを絵にまとめて我々の河川管理に生かしていくということで、13ページのような全体図と流域図、それから、14ページのような広域図、それから、15ページのような区間図というようなものにまとめて利用しておりますが、特に15ページのような形で、これは具体的な川で災害を契機に重点的な治水対策、堤防の整備、河川・河床の整備等が行われたところでございますが、この結果をこういう形で河川環境情報図にまとめてこれを利用し、掘削の計画をこれによって調整をするというようなことに役立てているわけでございます。

そして、17ページのようにこのデータをGISに今整理を進めておりまして、ほぼできつつございますが、そのできたものについては18ページのような形でインターネットで広く公開しておりますし、報告書にまとめて既に公開しておりますが、大変なボリュームになります。まとめたものしか出せない、紙データでは出せないということで、このデータベースでは現データも含めて出せるような形で進めておるところでございます。さらに、その採取したサンプルについても非常な価値があるということで、これを長期保存しているわけでございますが、私どもの組織の中では大変これが場所もとり始めて大変なことになってきておりますので、資料の2ページに戻っていただくと下の方にありますが、環境省さんの生物多様性センターの方でこれを保存していただくようなことで、今、具体的な詰めを行っているところでございます。

それから、19ページでございますが、こういった存在を確認する基礎調査に加えて、ことしからでございますが、生態系全体の健全性ということで先ほど環境省からご報告ありましたが、こういった調査、つまり、物理環境との関係を把握する調査を事業調査費の中で新たに設置しまして、これから調査を継続的に進めていくことにしております。流域の土地利用であるとか気候であるとか、いろいろなもので影響を受けます。また、河川整備であるとか河川の利用状況、こういったものでいろいろな物理環境との関係で生態系の仕組みというのは変わってくるということを引きちと押さえたいというふうに思っております。

それから、20ページでございますが、そういった物理環境と生態系との関係を実験水路をつくって研究を始めております。これは木曽川の中流の中州に7,800メートルの実験水路を、曲がった川、真っ直ぐな川というようなことを水量もコントロールできる形で平成10年から研究しておりまして、このグラフでは蛇行河川の方が生息する魚類が多いということが見てとれるわけでございますが、現場の川では、これに限らずいろいろな形で多自然型川づくりという工法をとりながら具体的な調査をしているところでございます。

その次の21ページでございますが、こういった分野については、学問の世界でもまだ

まだ工学と生物学の間の共済領域でございますので、十分な研究体制がないということから、河川生態学術研究会というものを設けまして、生態系の専門家の先生方と土木の先生方、一緒に現地研究を進めていただいているところでございます。こういった物理的な環境との科学的な因果関係というのをはつきりつかんだ上で、私どもの施策を進めてまいりたいと思っております、具体的には砂州のコントロールであるとか、あるいは流量のコントロール、あるいは水質の改善、いろいろなものを今施策として展開しております、きょうは資料がなくて恐縮でございますが、基礎的な物理環境としての水門観測ももちろん100年以上の歴史をもって進めておりますし、河床、土砂の移動についてもいろいろな研究を進めているところでございます。また、それぞれの事業、大規模な事業を進める際には、アセスメント、法に基づかない事業についても、しっかりした調査を進めながら、アセスメントをしながら事業を進めているという状況でございます。

それから、最後でございますが、22ページには特に話題になっております、先ほどありましたような外来種についての取り組みも進めておりまして、この夏に「外来種対策の考え方とその事例」という報告をこの委員会の先生方にまとめていただきまして、公開したところでございます。お手元にお配りしておりますので、また後ほどごらんいただければと思います。

それから、23ページは、こういった調査を役所がやるだけではなくて、住民参加の中でやっていくということが非常に重要であると考えております。水生生物調査という形で既に何年も積み重ねがございまして、左下にあるように、既に9万人の方々に参加していただいて毎年実施をしております。環境省と一緒にこれはかなりの広がりを見せておりまして、こういったことが環境教育にもつながりますし、私どもも子どもの水辺再発見プロジェクトということで、各地に環境省さん、文部科学省さんと連携して子どもたちを川にいざなう仕組みづくり、その動きを支援しているところでございますが、特に市民団体で安全管理をする指導者の育成の仕事がされているNPOも連携団体をつくられて、いろいろ進めているところでございまして、こういった環境教育も重点的に進めてまいりたいと思っております。

24ページでございますが、自然再生、先ほどから各省からご報告ございますが、荒川については、旧河道の蛇行河川を保全しようと、復元しようという地域の動きが旧来から動いておりましたが、自然再生推進法ができてさらに盛り上がりまして、ことしの7月には右下にあるような荒川太郎右衛門地区自然再生協議会というものが、法律に基づく協議会ではナンバーワンの発足という形で動き出しました。これには地域の住民50名も参加されて、モニタリングとか除草活動にご協力いただいているところでございます。

25ページでは、釧路湿原、これも関係省庁連携で進みつつあります。

それから、26ページはコウノトリについて、現在、ケージで増殖が成功してきておりますが、野生復帰をするために、これは農水省さん等と連携をしながら進めていくという、

こういった各地での動きがございますが、こういった自然再生についても自然の営力を生かしながら進めていると。そのために、アダプティブマネジメントをすると。モニタリングをしながら、フィードバックをかけながらゆっくりやると。そのためにはやはり科学的な基礎調査が必要であるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

【国土交通省港湾局環境整備計画室海洋環境対策官（東山）】 それでは、続きまして、国土交通省港湾局の方から港湾分野における取り組みにつきましてご説明させていただきます。

お手元の資料、やや小さくなってしまっていて恐縮でございますが、可能であればパワーポイントもごらんいただきながらお聞きいただければと思います。

まず最初に、港湾整備における環境政策の取り組みの経緯につきまして説明させていただきますが、皆様ご案内のとおり、港湾整備につきましては、当初、高度成長期におきましては、防波堤・岸壁等によりまして経済機能を中心とした整備をさせていただいてきたわけですけれども、それ以降、社会的なニーズを踏まえまして、本来機能と調和する形の環境政策につきましても重点的に取り組んできているということでございます。年表で書かせていただいた中でエポック的なところを申し上げますと、昭和48年の港湾法改正で港湾環境整備事業というものが創設されまして、さらに、平成6年度にはエコポート政策というものが創設されまして、さらに、平成12年度の港湾法の改正で港湾整備の重点的な柱の一つとして環境施策というものが明確に位置づけられて今日に至っていると、こういうことでございます。

次でございますが、その具体的な施策内容として、環境と共生する港湾、いわゆるエコロジーと調和したポートという意味で「エコポート政策」というものをやらせていただいています。絵の方を見ていただくとわかるわけですが、当然、港湾の中に物流機能を担う岸壁等があるわけですが、それと機能的に調和を十分図る形におきまして、いわゆる市民としての親水空間、あるいは環境の生物生態環境と調和するような空間ということで、例えば野鳥園ですとか干潟ですとか海浜ですとか、そういったものも整備・保全しながら、トータル的な場として港湾の整備を進めていると、こういうことでございます。

具体的な中身でございますが、次へいきまして、代表的な事例で申し上げますと、港湾工事で発生するクリーンなしゅんせつ土砂を有効活用する形の干潟整備、あるいは藻場整備というものがここに来ましてかなり着実な進捗を見えています。日本地図で書かせていただいています。今までの実施箇所数で51カ所、このうち24カ所が整備済みということでございまして、関東あるいは近畿、瀬戸内海等々、日本列島の各地で必要性、あるいは土砂の供給を踏まえた整備が進められているということでございます。

その中で代表的なものについて紹介させていただきますが、一つは、先ほども紹介ございましたが、三河湾の干潟再生というものがございます。これは愛知県の三河湾でござい

ますが、この三河湾の中に三河港という港湾がありまして、その港湾に大型船を入れるために湾口に航路のしゅんせつが必要であるということで、二つの半島に挟まれた中に黄色で矩形が書いていますが、中山水道航路というものを港湾整備の一環としてしゅんせつしたわけでございます。ここで発生したクリーンな土砂を有効活用する形で、湾内の中に丸ポチが幾つか書いていますが、これだけの箇所におきまして干潟の再生にこのクリーンな土砂を有効活用したと、こういうプロジェクトでございます。事業方式としては、国が整備する場合、あるいは地方自治体が補助事業でやる場合、あるいは水産部局に土砂をお渡ししまして水産事業の一環として整備する場合、いろいろあるわけでございますが、これだけの干潟の整備が行われたということです。代表的なところで見ますと、地図の上に蒲郡地区というのがございますけども、歴史的な観光地である竹島というところにクリーンな土砂を使ってこういう形で干潟を整備したところ、貝もついて、そして、その貝を求めて夏になりますとこういった形で多くの方々が潮干狩りに来られるという形での、いわゆる共生事業といえますか、干潟再生事業が行われたということでもあります。

次にいきまして、これは写真で申し上げますと、左にあります同じ竹島ですけども、人が来ていない状態で見るとこういった形の干潟になっていると。結果的に水質、底質の改善、あるいは貧酸素水塊に対する改善効果、あるいは底生生物の生物量・種類数の増大と、こういった効果が得られた事例でございます。

もう一つの事例が次でございますが、これは広島県の尾道系崎港というところでの、やはり同様に港湾整備で発生したクリーンなしゅんせつ土砂の有効活用としての干潟整備事業ということでございますが、整備した結果としてカニ等の生物が繁殖しまして、あと、次のを見ていただきたいのですが、いわゆるアマモの変遷ということで矢印で時系列的に書いてございますが、いわゆる藻場の繁殖といえますか、群落の形成というものが見られていると。よく言われる話ですけども、アマモの移植ということについては、なかなかいろいろ問題点なり考慮すべき点がありまして、単純に移植しただけではなかなかうまくいかなくて、むしろ周辺環境造成、環境整備を行って、その中で移植を行うことできちんと藻場が形成されるということでございますが、この尾道系崎港の場合におきましては、移植と環境整備とが相まってきちりとしたアマモの群落の形成が結果として得られたという事例でございます。

次に、その具体的な諸元が書いてございますが、実施時期としては昭和59年から平成8年、かなり時間をかけまして、全体的には3地区、60ヘクタール、結果としまして生物種の出現あるいは貴重種の生息、あるいは先ほど申し上げたアマモ場の再生と、こういった結果が得られたということでございます。

その次の事例は、これは釧路港で北海道になりますが、前面にあります防波堤の背部に構造的な機能も果たしつつ環境へも配慮するというので、こういったしゅんせつ土砂を活用したマウンドをつくりまして、その上にも生態系に対する配慮をした結果として藻場

が形成されたと、こういった事業を実施している事例でございます。

あと、次でございますが、こちらは大阪の関西空港の事例でございます。皆様ご案内だと思っております。関西空港、これは1期事業を行いましたときの湾奥サイドの前面の護岸が、いわゆる自然傾斜護岸ということでかなり傾斜のスロープを緩やかな形での石積み護岸を整備しましたところ、各種の付加的な措置と相まって、石積み護岸の上に海藻類が繁殖して、その中で魚介類の繁殖も盛んになったと、こういう事例でございます。これを踏まえて、既に整備されました2期展開におきましても、同様な空港整備と環境との調和的な対応が2期事業においても行われているということでございます。

次にいきまして、こちらは港湾関係の研究的アプローチということでございますが、港湾関係の技術研究所が、これは横須賀にあるわけですが、こちらに干潟の実験施設というものが整備されていまして、平成6年から実験していきまして、海水を人工的につくった干潟の中に流しているいろいろ調査、検討をしていると。結果としてある環境条件の中で各種の生物が繁殖すると。その特性等の分析がなされているということでございます。

次へいきまして、こちらは都市臨海部に干潟を取り戻すプロジェクトということで、これから始まるホットニュースということになるわけですが、平成15年度の補正予算で予算をつけていただきまして、これから5カ年かけまして関係各主体と共同しながら、現場の干潟におきまして実証研究的に干潟の環境に関する研究を関係各者協力しながら進めていくというプロジェクトでございます。今、既にかなり進みつつありますのが大阪湾でございます。阪南の干潟において既に研究体制も構築されまして取り組みが始まっていると。さらに、東京湾におきましても、今後、同様の検討を行うべく現在調整が行われているということでございます。

次は東京湾再生ということで、都市再生プロジェクトの一環として関係各者と協調しながら再生プロジェクトに取り組んでいるということでございます。

そして最後に、海域環境情報提供システムということでございまして、主として干潟を再生したときのモニタリング調査結果を中心に現在分析をしております。10月、間もなくこういったシステムが国土交通省のホームページからアクセス可能な形になる方向で、現在、最終作業を進めております。いわゆる海域環境の干潟再生に関するデータを中心とした情報が入手可能でございますので、オープンになりましたら、皆さん、ぜひごらんいただきたいと思います。

そして最後に、「海とみなとの相談窓口」の設置ということでございまして、国土交通省の港湾関係の出先機関、全国に94カ所ございますが、下に書いてある「0210-497-370（おーいに よくなれみなと）」というフリーダイヤルに電話しますと、環境関係、あるいは最近ニーズが高まっています環境に対する自然体験学習についての相談が何なりとお受けできる形になっておりますので、ご活用いただければと思います。

なお、お手元にパンフレットが三つございますので、相談窓口のパンフレットも含まれて

いますが、ごらんいただければと思います。港湾関係は以上でございます。

【都市・地域整備局公園緑地課緑地環境推進室長（上島）】 それでは、国土交通省都市・地域整備局公園緑地課からのご説明申し上げます。私、緑地環境推進局室長の上島でございます。

今、都市局におきましては基本的に都市計画の手法に基づいた体系で緑の保全・創出を行っております。基本的には都市公園法につきましては自前で土地を確保してやるという手法でございますが、これについては昭和31年から、そして戦後の高度成長期のいろいろな例えば首都圏の近郊緑地を守らなければならないということで、昭和41年からと。あと古都における緑がかなり損なわれてきたということで、同じく昭和41年からそんなような法律もできていまして、最終的には都市緑地保全法ということで、昭和48年に体系が完成いたしました。基本的には昭和48年からの都市緑地保全法の体系、そしてあと31年からの都市公園法の体系で、公園緑地の保全・創出がなされております。基本的にはこの二つは都市計画法の体系化で行われております。

そういった意味では今歴史が長うございまして、こういった実際の保全・創出のメニューは極めて多岐にわたっておりますので、そういった意味では今回簡単な例にて示させていただきますと思います。

今、この表紙でございますが、これも都市公園の中で、国がみずから直轄事業で行っております埼玉県のとくま郡にございます国営武蔵丘陵森林公園でございます。これにつきましては、昭和41年に閣議決定いたしまして、概成開園後約10年をたっておりますんですが、ここは実は近郊緑地にも指定されてなかった場所、つまり昭和三、四十年頃はおくありふれた場所であったと。ところが、今、整備後10年の事業評価、事後評価をいたしましたところ、埼玉県のレッドデータブックに記載されている四十数種類がこの場所に残っているということで、数十年間ただひたすら通常の管理を行った結果、極めて貴重な資源が残されているという場所になってございます。

地域の自然風土と密着した生物多様性の保全ということですが、基本的には先ほど申し上げましたように、都市公園法の体系、それから都市緑地保全法での体系のその二つの制度、これ公園緑地制度と申しておりますが、これの活用によりまして地域の自然風土と密着した里山づくりの取り組みが進んでおります。

また、都市公園事業によって、自然環境の保全再生を試みるようになっております。例えば、この左側の谷津干潟公園でございますが、これについては全体42ヘクタール、うち36ヘクタールが干潟部分でございます。これについては都市公園ということで、シギ、チドリ類とか、カモ類等につきましても飛来が見られるようになっております。これについては、昭和63年の国設鳥獣保護区の設定、そして平成5年にはラムサール条約の登録地になってございます。

同じく右側ですが、一面の田んぼが広がっていますが、これは横浜市にございます舞岡

公園と。これは横浜市におけます広域公園、いわゆる都市公園でございます。これ全体31ヘクタールで、里山づくりで、雑木林の管理と水田の耕作をしております。

次、「環境並び自然と触れ合う機会の提供」という題でございますが、これについては先ほど表紙にございました国営公園の一つでございます。一方の先ほど表紙の場合は、武蔵丘陵森林公園でございますが、ここは立川にあります国営昭和記念公園と。ご存じのように、全く米軍の立川基地跡ということで、実は全くの更地の状態からスタートしてございます。そういった更地の全く真っ平らな場所の米軍の格納庫だとか、駅舎だとか、いろんな工作物あったんですが、それを全部撤去いたしまして、その撤去したもので山をつくり、その表土を池をうがって、それを山に土をかぶせたというような状況で、実はこういった、これはトンボの湿地の例を今、写真でごらんいただいておりますが、例えばこれでいきますと、いわゆるビオトープの関係になりますが、トンボの湿地を水鳥の池、サンクチュアリの間で緑で結んでおりまして、生物生息のための草むらや、ブッシュの整備、そして多面型の護岸の整備など行いまして、これは全く更地からこの自然の状況を復元したという例でございます。

都市の緑に関する総合的な計画づくりということで、今、都市緑地保全法の中に、略称でございますが、緑の基本計画という法定計画が策定できるようになってございます。これは基本的には市区町村において、みずから策定できることになっております。こういった施策を推進しておりまして、現在、全国の550の都市が、この緑の基本計画を策定されておられます。

基本的にはこれの特徴でございますけれども、冒頭、都市計画に基づいてこういった施策が実施されていると申しましたけれども、この緑の基本計画につきましては、一つの市区町村が全域に、当然、首都圏の中の都市は大部分が、ほとんどが都市計画区域と市町村の区域が一致しているところが多うございますけれども、中には都市計画区域の方が狭い場合がございます。都市計画区域以外の場所も当然含まれているという状況ですが、基本的には緑の基本計画につきましては、市区町村全域を対象にして、その全域の緑の現況がどんなになっていて、将来どう保全して、どう緑をつくり上げていくのかという、具体の施策とリンクさせた形で計画が定めるようになっております。手元の部分の34ページの凡例の部分、実は極めて読みにくくなっていて申しわけございませんが、基本的には中にどんなことが書いてあるかと申しますと、都市公園の整備するところはどこだ、それから既存樹木の保全活用するところはどこでしょうかと。風致の維持、保全はどこでいたしましょう。緑地協定等による緑化はどこでしましょうかと。緑化推進を重点的に図る地区はどこでしょうかと。生産緑地の保全についてはどこでしょうか。あと公共施設の緑化、そして既存樹木、樹木の保全はどうしましょうという具体の場所と具体の施策をリンクさせた計画をつくり上げたというのが緑の基本計画でございます。これについては、繰り返しになりますけれども、全国で550余と主立ったところは今ほとんどされている状態になっ

ております。

次のページ35ページに参ります。屋上、壁面緑化等による民有地、緑化の推進ということで、今、屋上、壁面緑化等による民有地の緑化の推進による都市の生態系の向上ということを進めておりまして、今ちょっと右下の方に一応入っていますけれども、要は緑の水平のネットワークがある、それと垂直のネットワークがある。これを屋上緑化、壁面緑化によって達成していこうと。私も言い出しっぺでございますので、国土交通省の屋上にも実は屋上緑化をしておりまして、継続的にこういった温度変化等、そしてそういった生物の確認を出させていただいていますけれども、今、平成13、14年度の2カ年にわたりまして、ことしもやっておるんですが、2カ年の調査結果によりますと、鳥類は7種類、そして昆虫が115種類、全くいなかった国土交通省の12階の屋上ですが、その部分にはそれだけの種が確認されております。

今、参考の写真ですけれども、例えば、これは福岡。これは当然、福岡の天神の全く緑がないところですが、そこに都市公園を中心といたしまして、周辺の建物、この後は福岡ですが、壁面に全面にわたって緑化がされているということで、一体的に緑を創出したということですし、今、最近オープンしたばかりの六本木ヒルズでございますが、この上にも屋上緑化がなされておりまして、各種週刊誌にもグラビアで水田だとか、こういった屋上緑化の紹介がされていたところがございます。

こういった屋上施設につきましても、私たちいろんな事業手法を持ってございますが、これにつきましては緑化施設整備計画認定制度というようなものを都市緑地保全法の中で持っておりまして、それにつきましては緑化施設についての固定資産税の軽減等を行えるようになっておりまして、現在8カ所認定済みでございます。

次の36ページですが、今までちょっと説明した中をもう一度確認いたしますと、いわゆる緑とオープンスペースの総合的計画的確保ということで、従前は都市公園整備という拠点整備をしてきたと。それが昭和31年から大きな動きだったですと。でも、近年、そのために公共公益施設の緑化等をいたしまして、その都市公園とそれ以外のやつ、これをネットワーク化していこうと。これを都市計画の中でやっていこうということで、市街地の大部分を占める民有地の緑化をどうするかということで、新たな緑地の創造につきましてどうしていくかという流れを持っておりまして、従前どおりは緑地の保全ということで、都市に残る貴重な自然環境を効率的に保全していくということになります。そういった緑のネットワークの形成を進めまして、緑とオープンスペースの多様な機能を効果的に発現させていこうというのが、現在の私の緑とオープンスペースの総合的なビジョンでございます。

そして、そういった都市計画の指標に基づく緑だけではなくて、ヒートアイランドの現象の抑制、良好な生物の生息の確保等を図るため、既存緑地の保全とあわせて公物管理であります公園だとか、河川だとか、道路が一体的に事業を実施して、圏域におけます緑の

骨格軸の形成、都市内の水と緑のネットワークの構築を図る緑の回廊構想を国土交通省では推進することになっております。

緑の回廊構想の推進と水と緑のネットワークの形成でございますが、これについては広域的な緑の骨格軸と緑の拠点、都市内の水と緑のネットワークを形成いたしまして、既存緑地の保全、公園による緑の創出、緑豊かな道路空間の形成、緑豊かな水辺の創出ということへまして、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全など、緑地の有する機能の効果的な発見を行っていかうというのが緑の回廊構想の究極の目的でございます。

かいつまんで説明させていただきましたけれども、以上で説明を終わらせていただきます。

【岩槻部会長】 どうもありがとうございました。各省とも力が入ったご説明なので、多少時間がオーバーしてはいますが、引き続きまして次は文部科学省の方から説明をお願いいたします。

【文部科学省官房政策課（二村）】 文部科学省官房政策課でございます。お手元の資料10、A4縦の資料ですが、これに基づきまして文部科学省の主な取り組みをご紹介させていただきますと思います。

1ページおめくりいただきまして、文部科学省におきましてはおおよそ三つ、名勝・天然記念物等の保存・活用、ライフサイエンスに関する研究、それから先ほどから何度も出ておりますけれども、環境教育・環境学習、これらを中心に生物の多様性の保全及び持続可能な利用のための取り組みを行っております。

その下にあります、名勝・天然記念物等の保存・活用ですが、昭和25年に制定されました文化財保護法に基づきまして、いわゆる名勝あるいは天然記念物を文化財として指定し、その保護・活用を図ることを通じて、生物多様性の保全を図っているという状況になっております。

また、最近の動きとしましては、その文化的景観ということで、文化的景観の新たな保護制度が提言され、その重要地区として180カ所を今年度選定しているところでありまして、今後これもいわゆる名勝・天然記念物の保存・活用と同様に、生物多様性の保全に新たな枠組みの位置づけということがなされていくと思っております。

なお、その下、小さい字で恐縮ですが、この活動に関します予算額を記載させていただいております。

1枚おめくりいただきまして、ライフサイエンス研究です。ライフサイエンスにつきましては、大きく二つありまして、一つは生物・遺伝資源の活用ということで、今年の4月に終了しておりますけれども、国際ヒトゲノム計画に参加いたしまして、ヒトゲノム塩基配列の解析を実施をいたしました。

これに関連する事業としましては、「ナショナルバイオリソースプロジェクト」ということで、平成14年度より立ち上げてございますが、ライフサイエンスの研究に用います実

験動植物、幹細胞、各種生物の遺伝子材料等のバイオリソースのうち、国が商業目的ではなくて、今後の国家戦略として必要なものを、まさに体系的に収集・保存・提供等を行うための体制の整備ということを行っているところです。

また、もう一つの取り組みといたしまして、遺伝子組み換え実験の安全性の確保ということで、ことしの6月に法律ができましたけれども、生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書に基づく国内担保措置の構築ということで、関係省庁と連携しながらこの取り組みを進めているという状況です。

最後、3ページ目です。環境教育・環境学習ということですが、二つ大きく分けてあります。

一つは学校教育ですが、これにつきましては、平成14年度より順次実施されております新学習指導要領においても、環境に関わる内容の一層の充実を図るといったことを行っておりまして、これによって子どもたちが環境問題、エネルギー問題について正しい理解を深め、責任を持って環境を守るための行動がとれるようにすることを進めているという状況です。

また、この具体的な内容としましては、環境教育に関するすぐれた実践事例を収集いたしまして、その成果を全国へ展開するといったもの、それから、指導者に対する講習会の開催といった、着実な努力をさせていただいているというところです。

また、学校教育にかかわらない、いわゆる社会教育、生涯教育という場面でも、この環境教育、環境学習は重要だと考えておりまして、地域で行われておりますいろんな創意工夫の活動、学習、そういった活動に対して、文部科学省としてもそれを奨励するという形での支援を行っているところです。

なお、今年7月に「環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が成立しまして、国、都道府県、市町村が学校教育等における環境教育の推進に必要な措置を講ずるよう定められておりまして、文部科学省といたしましてもこの法律に基づき、今後とも環境学習、環境教育に、積極的に取り組んでいきたいと思っております。

簡単ですが、以上内容等を説明させていただきました。

【岩槻部会長】 どうもありがとうございました。

それでは、最後に外務省からの説明をお願いいたします。

【国際社会協力部地球環境課長（伊藤）】 外務省の地球環境課長の伊藤でございます。お手元に資料11という1枚だけの紙、表、裏印刷になっておりますけれども、これに基づいてご説明を差し上げたいと思います。

まず、右肩の方に天秤マークのついている方のサイドからご説明したいと思います。天秤マークをつけたのは、こちら国際的な法枠組みにかかわるものですから、何かその象徴としてつけましたが、外務省の行っている作業といたしましては、大きく国際的なさまざまなルールづくりの参加、あるいはつくられたルールのもとでのいろいろな運用、具体的

には会議の形でいろんな話が進められておりますが、そういうものに参加するというところでございます。これ縦に幾つか並べておりますけれども最近の動きです。

一つは、この生物多様性について基本的な国際枠組みとしては、生物多様性条約というのがございますが、それが各締約国が参加して行う締約国会議というのがございます。直近のものが昨年4月に行われたもので、そこで議論された主な項目はここにありますが、右の方にありますが、まず一つに、外来種に関する指針原則というものがそこで議論されたと。それから、遺伝資源へのアクセスに関するガイドラインというものが議論されたと。いずれも採択されました。

いずれも原則とかガイドラインと言っておりますので自発的なものです。各国が自発的にそれに従ってやっていくと。法的な義務としてはつくられていないというものです。

外来種に対する指針原則というのは、主として国境を越えるいろんな種の移動に対しまして、国境コントロール、検疫その他の措置についての幾つかの基本的なものを定めた。あるいは関係主国間での情報交換なりを定めております。

それから、次の遺伝資源のアクセスに関するガイドラインと言いますのは、さまざまな遺伝資源にアクセスをし、またそれを利用することによって生ずるさまざまな利益をどういうふうに分配していくのかというものに関する基本的な考えでありまして、例えば、各国が遺伝資源に関するさまざまな知識技術の特許の形で国内的に処理する場合には、遺伝資源については、その遺伝子の出元をオリジンといいますか、起源、それを回避するみたいなことが定められております。そういう議論がありました。

それから、その下のカルタヘナ議定書の締結に努力とございますが、カルタヘナ議定書というのは、遺伝子改変がバイオテクノロジーによってつくられた生物の国境を越える取引について、一定の手続的規制を越えるものであります。移動される国同士の間で一定の手順に従った通報手続などをとるということであります。

これ我が国につきましては、ことし前半通常国会で承認され、ことしの11月末ということ、もうあと1年半ぐらいでしょうか。この間までに締結をし、締結をしての批准到達ということですが、そしてここで議定書をめぐる締約国会議として、来年2月に会議がありますので、ぜひそこには締約国として参加することを目指したいと思っております。

それから、次の二つ、ロッテルダム条約というものと、ストックホルム条約というもの。これはいずれも環境に悪影響を及ぼす可能性のある有害な化学物質の国際的取り締まりに関する条約です。上の方は国境を越える取引、移転に関する手続を定めております。下のストックホルムは特に残留性、有機汚染物質に関する規制について取り決めています。

日本は前者については、これもやはりことし前半国会で承認されまして、今後、早期締結を目指したいと。

それから、下のストックホルムの方は、去年の8月に締結しておりますけれども、ことしまたこの関係で政府間交渉会議などがありまして、ここでさまざまな運用手続についての

議論がされておりますので、まだ答えが出ているわけではないんですが、そういう作業を今行っておる。

それから、次の二つ、ワシントン条約とラムサールは、いずれも動物が関係する条約であります。ワシントン条約は絶滅のおそれのある動物の国際的取引に関する規制手続の枠組みになりますけれども、これも直近では去年11月に加盟国の会議が行われまして、日本はこの場においては、常々持続可能な利用という点での議論を行っておるところであります。ときどきその加盟国によっては、持続的な可能な利用というよりは、ある意味で何と申しますか、クジラに象徴されるような形での過激な主張なども見られますので、それに対して日本は科学的な、現実的なデータに基づいて、将来にわたって利用されていくような形での生物性の指標ということを唱えております。

それから、ラムサール条約というのは、そのものはさまざまな湖、沼地などの環境保護に関する条約でありまして、そのものを保護することによって、あるいは水辺の鳥などの生息状況、条件というか、環境等を整えようとかこういうねらいもあるんですが、日本では現在その13カ所の、沼、湖沼が対処として登録されておるということであります。

それから、次の二つは森林保護に関するものでありまして、日本は特にアジアで事業を幾つか進めていると。一つはアジア森林パートナーシップと呼ばれるもので、これは昨年のヨハネスブルグ・サミット、持続可能な開発に関するサミットであります。それをきっかけというか、その機会に立ち上げたということでございます。日本は特にインドネシアなど、アジアなどの熱帯雨林を抱えている国と協力をしながら、その方に向けての協力を進めていこうということですが、これはパートナーシップという名前のもとに、参加しているのは、関係国政府だけではなくて、国際機関、さらにはNGOが参加していると。ネイチャー・コンサーバンシーというNGOが参加しております。

現在はネットワークづくりに向けてのいろんな作業を行うとともに、分野としては違法伐採対策、森林火災予防、それからまた荒廃地の復旧、そういう分野についての取り組みを始めておるということでございます。

これはアセアン諸国が関係しておりまして、インドネシアに限るわけではないんですが、次の日インドネシア違法伐採対策協力共同発表というのは、特にインドネシアにおいて違法伐採の問題が深刻化しておりますものですから、ことしの6月に日本とインドネシアの間で、特に違法伐採対策に向けての協力強化ということでの発表を合意したということでもあります。

次、裏返していただきまして、こちらはそういう条約枠組みではなくて、主としてODA、その他の方向による具体的な幾つかの事業について、概括的に説明してあります。

上から順番に見ていきますと、まず政府開発援助、いわゆるODAの効果的活用ということで、過去10年以上にもわたって、ODAでもさまざまな環境分野の取り組みが続けられてきておりますけれども、ヨハネスブルグ・サミットを一つの節目として、もう一度

それを見直しまして、そのヨハネスブルグ・サミットの直前の去年の8月に、ここにありますような持続可能な開発のための環境保全イニシアティブという形で改めて取りまとめたということでございます。

主として地球温暖化の問題、それから汚染への対策、水の問題、それから自然環境保護、森林とか、あるいは砂漠化防止とか、そういった分野に重点的に取り組んでいくということを発表しております。

それから、これもいろんな国際的な場面では最近よく言われておるようですが、次、環境意識向上に向けた支援ということで、インドネシアにおいて技術協力プロジェクト、メキシコにより協力とありますが、これはいろんないわゆる国際的な議論の場で見てみますと、やはり途上国を中心に、結局は地域住民が環境問題、あるいは持続的開発という意識を持って生産活動を行っていかないと、なかなか持続的な開発が図れないということです。焼き畑農業などがその典型かもしれませんが、いかにそういう中央政府との協力だけでなく、地方政府、さらには地方、コミュニティーレベルでそういうアオヤネスという言葉を使っているようですが、意識を高めているかみたいな、そういう発想に沿った計画であります。それをインドネシアとか、メキシコで始めた。

それから、次、戦略的な研究の促進と技術・ノウハウと。これも持続的な使用、開発、保全、総合的に、長期的にどうとらえていくかみたいな戦略を立ててもらうために、日本としてのノウハウを提供して協力するというので、アジアでインドネシア、あるいはボルネオとありますマレーシアであるとか、あるいはアマゾンを持っているブラジルなどでそういう事業を始めた。

それから、民間団体の支援と申しますのは、ODAの資金ももちろんですが、何も政府だけで取り組むのではなくて、この関連分野でいろんな事業を行っておるNGOから申請があればそこに対して不足している資金を提供していくということで、過去1年間ではこの程度の資金協力を行ったということでもあります。

それから、次の援助実施に際しての生物多様性の配慮というのは、これは援助事業そのものが、いわゆる環境保全とか、持続的開発を目的にしたものではないかもしれませんが、あるいはもう少し経済社会インフラ開発めいたものであっても、それを実施していく際には、環境面にも配慮していくというものを、ODAの実施機関である国際協力銀行、あるいは財貨がそういうガイドラインを今持ちつつあるということでもあります。

それから、その下に自然環境の保全とか、サンゴ礁の保護、その他幾つか並んでおりますが、これを一言でまとめて説明しますと、主として日本ですから、東南アジア方面、あるいはパラオのような太平洋諸島、この近隣地域、さらにアマゾンのあるブラジルその他でさまざまな事業を展開しておるということでもあります。

先ほど申し上げたような、マレーシアにおいて地域住民の意識向上をお手伝いするような援助であるとか、あるいは太平洋のパラオにおいては、サンゴ礁センターをつくり、そ

の保護についての研究を進めていくであるとか、あるいは熱帯雨林を持っている国において、その保護のための事業、特にいわゆる砂漠化とか荒廃地化の進んでいる地域においては、植林事業などを進めているというふうなことをやっておるということでございます。

簡単ではございますが、以上であります。

【岩槻部会長】 どうもありがとうございました。

これで、五つの省からのご説明を伺ったわけですが、この国家戦略の目標に関しましては、既に関係省庁連絡会議からパブリックコメントをまとめていられるというふうに聞いておりますけれども、この結果について、事務局の方から報告をいたします。

【黒田自然環境計画課長】 恐れ入ります。資料の12をごらんいただきたいと思います。ここにパブリックコメントの結果がまとめてあります。8月22日から3週間パブリックコメントを実施いたしまして、意見者数は全体で6名、すべて個人の方でございます。提出意見は20件。このうち4件は今回の点検結果でなく、国家戦略そのものに関する意見でございますので、実質的には16件の意見ということでございます。

さらに、この中で点検結果に対する修文意見が示されたのが2件。ともに同じ方がJICAインドネシア生物多様性保全計画に関する記述について修正をしてほしいということございまして、こちらの方で検討いたしまして、本文で1カ所、それから個票で1カ所、ご意見に沿う形で修正をしたということでございます。

3枚目にそれぞれの意見の要約版がございます。ご審議の参考としていただければと思います。

以上でございます。

【岩槻部会長】 どうもありがとうございました。長時間にわたる説明でしたけれども、新・生物多様性国家戦略が制定されましてから1年半を焦点にして、最近での各省での取り組みについてご報告を伺ったわけですが、大分時間が予定よりも押してはいますけれども、しばらく今のご報告に関しまして、ご質問、コメント等をいただければと思います。

戦略の中にもありますように、先ほどもご説明がありましたように、審議会では必要に応じて施策の方向についての建設的な意見を述べるということになっておりますので、そういうような方向についても積極的なご意見をいただけたらと思います。どの点についても結構ですから、どうぞご発言をお願いいたします。

【栢原委員】 栢原です。次回の点検結果についての議論のときに参加ができないものですからちょっとお伺いしたいんですが、きょう各省から報告を伺って非常に多様なこと、さらに具体的な作業を各省がしておられるというのを改めてというか、初めて知った部分も多いんですけれども、させていただきましたが、そういうことがこの報告にはきちんと反映されているというふうに考えていいんでしょうか。

ざっと見たところでは、なかなかきょう伺って目を見張ると言うところ少し大げさになりますが、これだけのことを各省がやっているということが書き切れていないのか、まず個票

の中で十分報告されていないのではないかとというのが私の印象なんですけれども、いかがでしょう。

【岩槻部会長】 これはどなたから、黒田課長。

【黒田自然環境計画課長】 実際の各省の事業活動、あるいは制度、そういうものを踏まえて個票をまとめています。その上で全体の報告書ということになりますが、きょうは具体的な事例も含めて、絵もあったりいろいろ説明を各省から、私も含めていたしましたが、やはりコンパクトにしないといけないという部分もございまして、一つの個票の様式という形で整理をしておりますので、基本的なところはここに入っておりますが、どうしても程度に差が生じているというのが実態でございます。

【岩槻部会長】 よろしいでしょうか。何か具体的にどうしろというような。

【栢原委員】 すみません。各分野にそういう思いがありますけれども、例えば、林野庁の方で、全国を4色メッシュで区切って、あれだけの調査をしているというようなことについては、この中に1枚の個票もないしという感じなんです、私の見落としなんですか。繰り返しになりますけれども、生物多様性国家戦略というもとに、わずかな期間ですけれども、各省が急速にその方向に向けて動き始めて、具体的にしかも作業をしているということが伝わるのが非常に重要なのではないかとこのように思う、そういう点からの意見なので、これ以上ありませんけれども。

【岩槻部会長】 どうぞ、小野寺局長。

【小野寺自然環境局長】 おほめいただいてありがとうございます。きょうの説明の方が最終的に点検結果としてまとめるものより充実するとやはりおかしいと思うので、きょうの説明を含めてご指摘にこたえるような最終的な審議会のおまとめにしたいと思います。

それから、調査については、我々の方でも少し各省と議論をさせていただきまして、国土の自然環境生物多様性のデータについては、特にまとめてご指摘の林野庁のモニタリングの話もありますし、我々がやっているのは河川局のもありますし、各省のをまとめてちょっと横断的に、とりわけまとめて報告するというのを準備しております。

また、多分次回ご議論いただくことになるとは思いますが、よろしく願いいたします。

【岩槻部会長】 どうぞ、仙田委員。

【仙田委員】 各省庁のそれぞれのフィールドでの生物調査というか、それがかなり点検より非常に重要だというふうに思うんですが、その中で私、国土交通省の都市緑地的な部分という部分については、わりかし生物調査の部分が、その部分についてはどういうふうに考えているのでしょうか。いわゆる都市緑地についても、やはり生物調査を継続的にとるか、やる必要があるのではないかとこのように思うんです。

【岩槻部会長】 都市緑地の担当の方お答えできますか。

【公園緑地課】 公園緑地課の方からお答えさせていただきますと、都市の緑地の内、いわゆる都市公園の手法でやっているところについては、国が直轄的にやっているところ、

それから地方公共団体がやっているところと大きな二つに分かれます。国の場合は、基本的には公物管理でやっていますので、利用も含めて一応データは今手元に持っておりまして、情報公開法の中でも一応オープンにしているような状態です。

一方、地域制の緑地に関しましては、基本的にはあるところもありますし、ないところもあるというというのが実態だと思いますけれども、例えば、今話題になっています埼玉の三富新田の中のかぬぎ山。これについてはかなりのデータが調査されておりますので、そういった意味では調査のデータの流動と申しますか、項目と精度の問題がございまして、場所的には重要なところについては、かなりの高精度のデータが上がってきているというのを一応確認しておりますので、そういった意味では個々の緑地の中でいろんなデータをNPO、民間も含めて、地方公共団体、もしくは国がみずからやっているやつ以外に、そういったのも結構ありますので、そういった受け皿をどうするかということも含めて、今、個々の直轄の公園の中でそういったやつをどうやって受け入れるかということも含めてやっている途上でございます。

【岩槻部会長】 よろしいでしょうか。

【仙田委員】 はい。国の直轄だけでなく、自治体の、要するに公園緑地というか、都市緑地においても、やはりモニタリングを継続してやるべきではないかというふうに思います。

もう一つは学校の校庭というか、学校の学校林を含めて、やはり学校のいわゆる環境教育の場、あるいは学習の場としても、やはり幾分においてもそういう調査というのが必要ではないかというふうに私は考えていますが。

【岩槻部会長】 これは公園緑地ではなくて、文科省どうですか。

【文部科学省大臣官房政策課（二村）】 いただきました議論につきましては、担当の方につないでおきまして、今後対応させてさせていただきたいと思っております。

【岩槻部会長】 ほかに、どうぞ。

【大井委員】 ちょっと声がかれておりますので聞きづらいと思いますが、各省の方でいろいろとご努力されて、そして、いいプロジェクトを、そしてまたモニタリングをやっておられるということで、私も今回初めてそういうような各省からの協力ということを知りまして、心強く思ったわけでございます。

これは仙田委員の質問事項なんですけど、実は総理府が調べました調査によりますと、移入種の移入について、最も知識も、意識も低いというのがこれが10代、20代ということなんです。そうしますと、学校において環境教育するということは非常に重要なことになる。つまり知識、意識、そしてその行動というものが、それが伴わなければ、我が国はやっていけないのではないかと思います。そういう意味において、環境教育において、どのくらい効果があったという、そういうようなモニタリングは文部省でどのくらいやっておられるのか、お聞きしたいと思っております。

【岩槻部会長】 文科省の方からお願いできますか。

【文部科学省大臣官房政策課（二村）】 先ほどご説明いたしましたように、平成14年度から新学習指導要領を実施しており、環境教育につきましてもその内容の一層の充実を図っております。たった今それについてどの程度の効果が上がっているか、ご存じのように教育というのは長い期にわたって少しずつ成果が出てくるものですから、多分、現段階においてきちんと把握している状況ではないかと思えます。

ただ、私どもも環境教育は重要だと考えておりますので、今後そういった成果がどのように上がっているかと、そういうものの把握については、どういうやり方が適切かというのを含めて今後検討を進めていきたいと思っております。今、現段階でのお答えというのは以上です。

【岩槻部会長】 小塚委員、どうも失礼をしました。

【小塚委員】 小塚です。農林水産省の資料の5ページについて質問したいと思いますのは、いわゆる森林整備のための地域支援活動について。14年度からこの事業をスタートして、15年度も同様の予算措置をしました。これは意味のある事業だと私は思うんですけども、まだ始めて間もないわけですから、このような成果が出ていますよというのをお話にいただけるのは無理かと思えますけれども、14年度が経過をして、15年度も予算措置をしたという代物でありますので、どのようないわゆる兆候が出ているのか、期待できるのか、そんなところについてどのような認識を持たれているのかが一つでございます。

それから、そもそものこの地域支援事業をやらなければならないという、その理由として、最初のところに理由を述べているわけです。例えば、林業生産活動の停滞、所有者の高齢化、労働力もそうなんですけれども、材価なども背景としてこれこれの問題が出て、こういう支援活動をしなければいけませんよと。これは一種の調査活動の範疇だと思うんですけども、つまりその背景にある根本的な原因ということが、これは最近発生したのではなくて、こういうことを言われてご案内のように久しいことだと思うんです。

個票で例えば、木材利用などについてデータが出ているようなんですけれども、その他については余り詳細面では出ておらないような気がします。したがって、こういう新事業をせざるを得ないという根本的な原因の対策についてあれば、ちょっと場違いなのかもしれませんが、地球温暖化ではもう猶予ならない事態だとすれば、特に森林の役割というのが重視されていますから一体どうするんだと。これは銭金の問題ではないと思うので、そういう発想に立った報告や、あるいはこれからどうするかということが後ほどの議論、整理になると思いますが、そういうものをきっちり打ち出さないと、いつも子どもの羅列、こういうことをやっています、こういうことをやりましたということでは、やはり環境行政としてはちょっと目的に近づいてくるのは難しいじゃないかと私そう思いますので、ちょっと意見も挟みましたが、そんな観点できょうのところはご質問をいたします。

【岩槻部会長】 今の5ページとおっしゃいましたのは、資料8 4 林野庁のご主旨ですね。

【小塚委員】 そうです。

【岩槻部会長】 林野庁から、お返事をいただけますか。

【林野庁森林整備部研究普及課長（平野）】 ご指摘にございました交付金制度でございますけれども、14年度から始まりまして、現時点の議論では18年度までの交付金制度事業ということで進めてございます。その予算が約108億ということで、国費ベースで進んでおりますけれども、今後につきましては、まだ十分広報、普及活動が末端まで届いていないということもございますので、積極的にこの分野につきましてはPRしながら、18年度以降も同じような形の支援制度が継続できるよう、しっかり取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それから、温暖化関連の森林、あるいは林業の重要性の問題でございますけれども、いわゆる6%の排出削減枠の中で森林がご承知のように3.9%を占めてございます。森林の効果というのは恐らく三つあるかというふうに考えております。

一つは石油石炭を使わなくて、バイオマス利用することによって、代替エネルギーとしての効果があるということ。

それから、2点目は木材というのはそもそも素材として非常にCO₂を発生しない素材でございます。例えば、鉄よりは50分の1、あるいはアルミよりは200分の1というふうな炭素放出熱量の減効果がございます。もっと大きな効果というのが、実は木材を使い回さなければいけない理由だと思うんですけれども、木を伐採することによって森林を若返らせるということ。これによって成長力旺盛な山、森林になるものですから、それによってたくさんのCO₂を吸収できるわけです。

こういう全体を支えていくためには、やはり適切なもちろん保護も重要ですが、保全・管理という観点でしかるべき地域でも人が実際生産活動をやる、住みつくとすることも必要かと思えます。

マクロな観点では、現時点ではまだまだ温暖化対策ということで、間遠でございますけれども、政策的には今後とも充実させながら、総合的に一つの方向に向かっていることは事実でございますので、引き続き生物多様性対策、そして温暖化対策という、総合的な視点をひっくるめた形で、積極的にしっかりとやっていきたいというふうに考えております。

【岩槻部会長】 岩熊委員、先に手を挙げられましたので。

【岩熊委員】 今までいろいろなご報告受けて、国土、陸上、内水面も含めて、陸についてはかなり生物多様性というところの成果が見えてきているなという感じがするんですけれども、一方で海域については取り組まれている省庁も限られてくることもあるかと思うんですけれども、もう一つ同じような次元で見えてこない。つまり、例えば海底試験も含めて、それからそこに住んでいる生物の集団、それがひいては資源とか、生活にどうい

ふうにかかわってくるかというところが、同じレベルでは見えてこないなという気はいたします。

今後なんですけれども、海域への取り組み、内水面、閉鎖性の水域も含めてなんですけれども、どのような見直しをお考えになるでしょうか。5年ごとに見直すということですので、今後、生物多様性、国家戦略の中にはもちろん海域が入っているんですけれども、陸上でやっているようなレベルの制度でできるのかどうか、それとももう少し希少種とか経済的に重要な種類とか、そういうものに限って調査を進めていくような方向になるのか、この辺をちょっとお伺いしたいと思います。

【岩槻部会長】 環境省。

【小野寺自然環境局長】 海域については、我々もつくるときに相当悩んだんですけれども、ご指摘のとおり弱点であることは間違いないと思います。とりあえずは浅海域ないし、浅海域の干潟なり、藻場なりというところに着目して、書けるものは書いたつもりですし、これから今も継続中なんですけれども、少し進めていきたいというふうに思っています。

海域全体の200海里及び海底も含めたご指摘のところをどうするかについては、環境省及び関係省庁の力というか、基礎的なデータの問題もありますし、ちょっとまだ決断がついていないところですが、テーマとして重要であるという認識は持っています。

先に向けてその部分をどうするかということは少し研究させていただきたいと思います。

【岩槻部会長】 和里田委員、どうぞ。

【和里田委員】 各省の制度あるいは予算その他で誘導してこられている成果について、きょうご報告があったわけですが、各自治体がそれぞれで個別に何か努力をされていることの評価をどう載せていくのかというのが課題として残っているのではないかと思ったのですが、それは例えば昨年滋賀県が釣りに関係する、業界を中心とする関係者の反対キャンペーンにかかわらず、琵琶湖でのレクリエーションにおける外来種対策を盛り込んだ条例をつくられたりしておりますが、そのほか個々にはいろんな自治体が環境省の方針を踏まえた形で、いろんなことをなさっているんだと思います。移入種対策、その他。そういうものもこういう成果の中で評価していかなければならないのではないかと思うんですが、こちら辺についてのお考えを伺いたいと思います。

【岩槻部会長】 事務局の方から。

【黒田自然環境計画課長】 きょう各省から報告をしていただきまして、基本的には国の施策が中心になっているわけです。しかし、実際としては地方の取り組みで、非常に先進的なものがあったり、そういうものが本当に広がってくるということもありますから、実際そういうものをつかむツールというのは、なかなか手が届かないところもあると思いますけれども、そういう分野があるということは私ども認識しておりまして、どういう形で把握していくかということも含めて、少し勉強させていただきたいと思います。できるところはできるだけ集めていきたいというのが基本的な考え方でございます。

【岩槻部会長】 山口委員。

【山口委員】 私も次回ちょっと出れないので、今、検討してほしいことと言わせていただきたいと思うんですが、先ほどの岩熊さんの言われた海域の問題を考えると、ぜひ油汚染の問題というのを落とされなくて、考慮してほしいというのがこれが小さい問題です。

それからもう一つは、きょうのご発表、特に環境省の発表を聞いた感想なんですが、生物多様性を侵す三つの危機があるとこれはいいんです。三つはいいんですが、その第一の危機に対応する対応の仕方が、余りに自然再生法だけに頼ってはいないかと、偏ってはいすぎはしないかと。これはかなり気合いを入れて法律を通したからやっておられるのかとも思うんですが、もっともっと他面な努力を環境省自身、それからほかの省庁もされていると思うんです。ところが、特にパワーポイントの説明では、もう全く第一の危機に対する対応は自然再生法で対応するような印象をこれでは受けてしまいます。これをもう少し考えて、次回修正してほしいというのが僕の要望です。

以上です。

【岩槻部会長】 特に何かおっしゃいますか、要望だけでよろしいですか。

【小野寺自然環境局長】 承りました。

【岩槻部会長】 それでは、白幡委員、先手を挙げたので。

【白幡委員】 余り時間がないと思いますので、施策、これの方向性の問題なんですけれども、2点あります。

一つは、いろいろそれぞれの省庁が考えて、例えば現状の調査、それから調査法への工夫、それから具体の実施のあり方みたいなのは随分検討されているわけですね。それで数値が上がっていたり、状況がわかるんですが、それはどういうふうな効果を持つのかというのは、簡単に言うと人間というのはおもしろくないとついてきてくれないということですね。

つまり、環境については言えばわかってくれるというのは、人間は環境人というふうな前提が余り強いと理解されないところがあると思うんです。人間の定義というのはホモファベルから、ホモルーデンスからいろいろあったと思うんですけれども、この施策は一体どのような効果があって、どういうふうに支持されるのかということが、実はこれ満足みたいな面なんですけれども、ここが説明されると、その調査なり、施策なりというものの意義が見えてくるのではないかというのが一つ。抽象的ですけども、私の思った点です。

もう一つは、個票なんですけど、全体として三つの危機があって、簡単に言いますと三つの方向性、手法があるという、非常にわかりやすい基準があるんですが、一体各省庁がやられているのは、どの危機に対応しているのかというのは、考えてここはそうであろうというふうに想像しなければいけないのか、もう少し個票の出方がこういう面についてこういう施策をとっているという、何かそういうわかりやすいやり方はないものかなと。つまりこれ点検とおっしゃっているわけです。一体何が点検できたのか。よく頑張っていると

というのは点検できた。よく頑張っているというのは、全体的に頑張っているではなくて、危機は三つあるというふうに指針が示されているわけです。それでこれは複数の危機に対応するものやっていて、それがいかに達成されているかという点検であるというような、少しちょっと機械的に過ぎるかもしれませんが、その辺の割り振り、ここはこうであるという、どういう危機に対する施策であるというようなことがわかりやすい個票の方が、見たら、見る人にとっては、やはり施策の具体性ということで評価できるのではないかと。初めてこの個票というのを見せていただきましたが、いっぱい欄がありますけれども、ちょっと何に向けてやっているのか、専門的にというか、関係者内部の資料に過ぎて、我々にはちょっとわかりにくいという面があります。もしできるなら、もう少しわかりやすくしてもらえないかなというふうに思います。

【岩槻部会長】 何か。

【小野寺自然環境局長】 最初にちょっと謝ってしまいますけれども、とりあえずことしのスケジュールではご質問におこたえするのはなかなか難しいと思います。

1番目のいわゆる施策の満足度のことなんですが、これは策定するときから白幡委員のご指摘もあって、考えて悩んでいたところではあるんですが、多分、自然科学的な生物多様性の保全ということも意義と、それが人間生活ないし人間社会、あるいは心理の中で、ちょっと難しくと言うと文化的な意味でどういう効果をもたらすかという、複雑な構造の中で生物多様性保全の意味というのはとらえ直される必要が多分あるんだと思うんです。そういう文脈の中で、その国家戦略そのもの、あるいはフォローアップをどうとらえるかというのが、根本的にはテーマだとは思いますが、簡単にはなかなか答えが出ないということで、構造になっているんだろうと思います。

幾つか、例えば定量的な効果をどこかに限定して出していくことはできると思うんですが、今の段階ではそこまでには至っていないということが一つあると思います。

それから、2番目の個票についてのご意見というのは、多分体系的に示せと、施策を体系的に示せということだろうと思います。できる範囲では体系的にするべく各省と調整して努力したいと思いますが、その国家戦略全体は、つくったときに、1部から3部までと4部の各省施策という形で、実は構造的に分離しているということになっています。これは政府がつくる計画としては本当はおかしいんですけども、こういう非常に広範な範囲の網羅的な関係者が多い計画をつくるときには、どういうやり方をしても二重構造というのはなかなか避けて通れないところがありまして、実施主体により近づいて点検をする、あるいは見直す、数字を集めるということになりますと、ばらばらの中で数字を1つずつ見るという性格がどうしても強く結果的になってしまう。

こういう非常に広い範囲の計画をつくる時のある種の宿命と言ってもいいようなものがあります。もちろんそれでいいわけではないわけで、その点検をして次の計画に向かう1年目、2年目という形で、そこをできるだけ体系化してわかりやすくするように努力は

していきたいと思いますが、救急には構造的な問題があってなかなか解決できないというのが正直なところで、冒頭の最初に謝るということにそれはあらわれているわけがあります。

【白幡委員】 ありがとうございます。ただ指摘をしたというか、今後の方向性であればこうなってもらいとわかりやすいかなという意見ですので、今回の問題点ではというか、将来的にそういうふうになっていけばよいという、ただ意見です。

【岩槻部会長】 市田委員。

【市田委員】 きょういろんなところで保全のために取り組んで報告いただいたんですけども、ただ道路の問題について全然触れている場がなかったと思うんです。先般も、先週ヤンバルの森を歩いていて、やはりしみじみ思ったんですけども、道路そのものも問題ですけども、あそこの横にある側溝にいろんなものが落ちて死ぬわけです。私たちが取り組んでいる鳥のように派手ではないですから余り注目されませぬけれども、相当な数が死んでいて、それがヤンバルだけではなくて、日本じゅうの山にもいろんなところに全部それができているわけです。

一部では少し斜面をつくったりして、はい出せるようにつくったりしている努力はあるんですけども、あれをよく見たら余り利用されているとも思えないんです。まだまだ検討しなければいけない部分がたくさんあって、この生物の多様性を減らさないという観点から見たときには、この部分の検討というのは相当いるんじゃないかというのは思っているんですけども、きょう全然お話が出なかったのも、いろいろされているとは思ってすけれども、ぜひお忘れなくやっていただきたいと思います。

【岩槻部会長】 一つ一つお返事をいただいとあれですから、何人か手を挙げておられますので、まずご発言を先に伺います。森戸委員。

【森戸委員】 個別の問題はまた次回ということで、一般的なお話ですが、先ほどの小野寺局長のお話とも絡むと思うんですけども、戦略の本文で点検のところ文章は、各省庁の施策の進度を生物多様性の観点からできるだけ客観的にフォローアップ、評価するための効果的な手法を検討し、となっている。その上で自己点検をします。だから、自己点検だけをしてしまうと、まあ当事者の正当化みたいなことになってしまうので、多分こういう記述があって、客観的に評価するための基盤をつくらうという、そういう意味なんでしょう。けれども、今のお話を聞いた限りでは、余り効果的な手法はまだ確立はしていない。だからとりあえず、個別の省庁の自己的な評価ないし、点検を出してもらったというふうに解釈していいんですね。

資料の4では、数値から見る具体的な政策とか示されていますし、あるいは先ほどちょっと出ましたけれども、生物調査に関しては各省庁のものを全部一応総合的に検討して、それでまた次に進むとか、ある程度、省庁の個別な視界から一步出るような、そういう努力を検討されているというのは伺えるんです。しかし、この効果的な評価手法というのを

余り技術的な意味でとらえなければ、何かもう少し総合的点検といえますか、この審議会だけではちょっと無理なので、生物多様性につながる活動にかかわっている外部の人たちの評価の視点を入れるとか、そういう手法というか、仕組みみたいなものをつくることによって、自己肯定的な評価とは違う評価の方向が出るのかなという気がするんですが、その辺はどうでしょうか。

【小野寺自然環境局長】 多分マニュアル的に、あるいは手法的にできる評価と、もう一つは私は5年先の話ですからやや大胆に言うと、5年後の計画策定の何か基本的な柱というのが多分あって、それと毎年これからやっていく点検というのが整理される、そういう組み立てに多分なっているんだと思うんです。それが最も有効な、先ほどの話で言うと体系化なり、総合化なりということだと思うんです。

そういう意味では、例えば国土計画的、あるいは国土政策的な柱をどうするであるとか、必ずしも自然再生にこだわらないけれども、事業的な生物多様性保全のためのいろんなプロジェクトというものをどう柱立てしていくか、あるいは参加の仕組みみたいなものを、その幾つかの極めて限定された太い柱が次回の計画の見直しの中で立つということを前提にして、それとの距離で恐らく整理されていくというのが、先ほどごちゃごちゃ申し上げました、なかなか今の段階では個票の整理は体系ができないということも含めて、克服する最も現実的なことではないかなというふうに思うんです。

ただし、例えば3本とか5本というのをつくっていくときに、次のステップの柱をつくるときに、それについてはやはりやや1年ないし2年という時間が、ここから先どうしても必要なんじゃないかなというふうに僕自身は思っています。

ただ、ご指摘受けたことは実はよく心にしみますので、そこも踏まえて努力はしていきたいと思います。

【岩槻部会長】 森本委員、先ほどから。

【森本委員】 すみません。要点だけ少し感じたことをお話しします。一つは国土交通省都市地域整備局のご報告、大変いっぱい立派な政策が並んでいるんですけども、これの実際の効果と申しますか、生物多様性から見た効果というのを、今後どのように評価していくかというのがやはり点検という意味では大変重要なところかなと思います。それを私の希望として今後ぜひ取り組んでいただけたらと思います。

それから二つ目は、いろいろ自然再生協議会等で自然再生に取り組む姿勢として、行政、専門家、あるいはNPO等の協力でやっていくということは大変いいことで、それができたらすごく評価できるんですけども、私ちっぽけなこういうプロジェクトに取り組んでおりますと、例えば、実際に手を下す事業のかつてはプロフェッショナルであるべき人の施術をいかに向上させていくかという、担い手のレベルを向上させていくかというのは大変大事ではないかなと思っております。

従来、多分、緑化であるとか、造園であるとか、あるいは自然保護を職業として取り組ん

できた人もいるわけです。NPOと行政と専門家、例えば先生だけでは、絶対にできないわけです。恐らくプロフェッショナルの果たすべき役割というのは大変重要な位置づけになるかと思えます。これまで、ある意味で狭い範囲では蓄積が、ノウハウが多分あるんだろう。それに対して生物多様性という割合ややこしいところの知識を備えて、かつスキルも備えた人をつくっていかねばいけないというところに、人材の育成というのをどういうぐあいにこれから図っていくかというのが、戦略を今後長い目で見る上で、ものすごく重要なところだと思います。そういうところはどこに書けばいいのかわからないなと思ったのが二つ目です。

それから、すごく立派ないいパンフレットが、「いのちは創れない」という、これいつもいろんな人に宣伝しているんですけども、最後の国土のランドデザインというところがありますね。例えば、こういうイメージをいろんな人に理解を得られるようにすると、いろんな例えば生物多様性の保全を目的としているいろんな施策、あるいは再生事業等の理解もえられますし、持続可能な生物多様性の構造というのは、必ず持続可能な文化がなければ成り立たないわけで、白幡先生もおっしゃいましたけれども、そういった面に関する点検というのは、やはりこれからどうやっていくのかというのを考えなければならないなというのが感想です。

以上です。

【岩槻部会長】 中村委員。

【中村委員】 先にちょっと退席しなくてはいけないので、一つだけ。私もお願いというか、データに関してなんですけれども、先ほど国交省の方で、例えば、水辺の国土調査をやった後の標本は環境省の方で協力しながら管理していくというようなお話があったんですけども、データベースについても、ぜひとも今の状態だと、例えば、国交省がやる水辺の国調などデータベースは、例えば国土省のホームページに入ってみなくてはならないといったような、どちらかというデータベース自体が縦割にこうなってしまうので、多分地域で使う場合は、地域を限定すれば、その自然環境に関する水文データだとか、ジオデータだとか、もしくはバイオデータが全部出てくるような、そんな仕組みが多分一番使いやすいという感じがします。

そういうことで、将来的でいいんですけども、できればそういったデータのシェアというか、必ずしも一元化する必要はないと思うんですけども、多元化していてもネットワークできちんとそういうものが結ばれているような、そんな方式をぜひとも考え出していただきたいな。将来に向かって各省庁で連携していただきたいと思えます。

すみません、もうちょっと大学の仕事で帰りますので。

【岩槻部会長】 どうぞ、土屋委員。

【土屋委員】 琉球大学の土屋でございます。生物多様性の議論に初めて参加をするのですが、この新・生物多様性国家戦略につきましては、出版されてからすぐに勉強させてい

いただきました。この戦略と私たちはどうも矛盾している行動をしているのではないかという気がしてしょうがないというふうずっと考えてきました。

いろんところで生物多様性の議論はまだ不十分ではないかと言っているのですが、恐らくこの場所が最も適切な場所ではないかと考えますので、繰り返して発言をさせていただきます。

先ほども申しあげました矛盾というのは、生物多様性を維持しなければいけない、保全しなければいけないと言いながら、片方では私たちは生き物を殺しているではないかということなのです。水産庁あるいは国土交通省の干潟の再生、あるいは小川の再生につきましても、場所によっては干潟を再生するために、あるいは小川を再生するために、もともとそこにいた生き物たちを消滅させていることはないのか。実際にそういうことがあることも承知しているものですから、それはどのように説明したらいいのかというのが大変気になっておりますし、自分自身も答えられないでおります。

それから、いろんところで話題に出ております環境教育についても、例えば学校で校庭に緑をふやすと言いつつ、片方では小さい草花やらススキやらを刈っているじゃないか。子どもたちにそれをどうやって説明したらいいんだろうか。

私のおります沖縄では、オニヒトデをどんどん退治しておりますし、マングースの駆除も進んでおります。これが果たして矛盾しないのかどうか。ひょっとしたら、今やキーワードは生物多様性ではないのではないかとまで私考え始めているんです。こういう議論は既に進んでいるのであれば、ぜひ勉強させていただきたいと思っておりますし、悪い言葉で言えば、避けているのであれば、もっと真摯に向かうべきではないかというふうに考えておるものですから、何か教えていただければ幸いです。

【岩槻部会長】 発言されますか。きょうおりますので何とも次回のときまでに皆さん宿題ということで、皆さんって委員も含めて宿題ということでいいのではないかと思うんですけれども。

大分時間が押しているんですけれども、どうしてもというご発言、どうぞ三浦委員。

【三浦委員】 私も総括的にほかの先生の発言に重ねたいと思うんですが、一つただいまモニタリングのことでありまして、今回、点検の1年後に各省庁がこんなにそれぞれのモニタリング、多岐に及ぶモニタリングをやっているということがわかりました。それで、当然のことながらこれはそれぞれのモニタリングの目的は違おうだろうと思っておりますけれども、これからのものを生かすために、持続的な利用の観点、あるいは生物多様性の保全の観点から、これを統合再編といいますか、うまく位置づけるような作文を、この点検の中ではしていきたいというふうに思います。それが1点。

それから、もう1点は、これは山岸先生の発言に重ねたいと思うんですが、やはり第一の危機に対して、再生・創造に力点が行き過ぎているのではないかというところが見られます。それで、新たな事業転換で再生していくという側面も確かに重要だろうと思うんで

すが、現状のこれは生物多様性の保全ですから、一つは大きな目的はそこにあるわけですから、例えば自然河川だとか、それから自然海域、それから自然の干潟、現状のそういうものをどうしていくのかという、この作文もぜひお願いしたい。現状持っているものをこれからどう保全するかという作文も書き込んでいただきたいなというふうに思います。よろしくをお願いします。

【岩槻部会長】 私も個人の立場で、委員の立場で発言させていただきたいことが一つあるんですけども、それはこの正確な表現は忘れたんですけども、この新国家戦略がまとまったときの感想として、前の国家戦略はどちらかという各省庁からの書類をバウンドしたもののだけども、新国家戦略というのは、関係された方が非常に努力をされた結果が国家戦略というものでエディットされてきたという言い方をさせていただいたんですけども、エディットされたものだから、これが実施されるということからいかに大切かということがその次の課題だという宿題までを申し上げた。正確な表現は忘れちゃったけれども、覚えているんですけども、その意味で先ほどからいろいろコメントがありまして、これ非常に重要なコメントばかりなんですけれども、きょうのご報告の中でも各省庁間の協力というのが割合ははっきり出てきていたと思うんですけども、それをもっとやはり典型的に進めるという形では、先ほど簡単に通り過ぎられたんですけども、資料6のような、こういう調査活動というものの一元化というようなことが、国家戦略に基づいてどういうふうに展開できるかということが非常に重要だと思うんです。

先ほどからいろいろおっしゃっていたように、せっかくモニタリングをする以上、まだ残念ながらこの生物多様性条約、国家戦略というのは、日本人全体から見るとごく一部のみにしか知られていませんので、こういう機会をやはり普及活動にどういうふうに上手に生かすかということをも意味があると思いますし、その中でも特に省庁間の協力体制でやらないといけないテーマであって、だから省庁間の協力体制でこういふふうに進めていくんだということが見えてくるというのは、非常に強くアピールすることだと思いますので、ぜひそういう方向での取りまとめといいますか、方向づけをお願いできたらと、これは一委員としてお願いいたします。

大分、時間が押してきたんですけども、ほかに特に。

【速水委員】 私、きょうは林業経営者という立場で参っております、大体、日本の森林というのは1,000万ヘクタールほど、森林の約4割ぐらいが人工林になっておるわけでございます。私ども私有林、私有林の森林所有者にとって、今、人工に植えられた針葉樹林をどのように維持をしていくかというのは、非常に難しい問題として突きつけられながらなかなか解決してない。

一つは今ある、全部植えられた森林が手入れされないような状態があって、それに対していろんな施策を打っていただいているんですが、各県だとか、各地方で針葉樹人工林に対して生物多様性を確保するための施策というふうなとらえ方で、環境という切り口でいる

んな施策が打たれているんですが、所有者にとって、じゃあ本当の人工林の生物多様性の確保というのは一体どういうふうな見方をしていけばいいんだというものがなかなかとらえられないんです、正直言って。道をつくって田にすればいいんだとか、それぞれ考え方としてはわかるんですけども、じゃあ実際、具体的に我々どういうものを目標として、一つのパフォーマンスを出していけばいいのかというのは、森林所有者として非常に悩ましいところであると。

先ほど森本先生が人材育成の話もされたんですけども、農林水産業というのは、必ずそれが仕組みが動いているとは申しませんが、例えば、森林組合、農業協同組合、それから漁業組合という一つの生産、あるいは所有者団体がございます。そこでの活動というのは、かなり現場と密接につながって、農地あるいは水産庁、林業というものをコントロールしているわけです。そのレベルに実はこの生物多様性の国家戦略というところがありてきていないというのが、特に森林なんかみれば実態だと思っております。多分そのレベルがこの戦略を理解をしている。そして具体的の施策として、例えば水産庁なり、野鳥なり、農業の方が出てくる中で、本当に現場でどのようにおろしていけばいいかということが消化されていかないと、幾ら大学で議論されたって全く無駄だろうと。

ここで例えば、私、三重県の公共事業の再評価の委員を最初からやっているんですけども、その段階でも例えば農業の例えば用水路の問題だとか、あるいは山に道をつける問題だとか、その中でもほとんどこの生物多様性の問題というのは無視されていくわけです。私はどちらかという、環境に興味ある委員としては、常にそこで環境的な配慮はどうするんですかというふうなことを申し上げるんですけども、多分、それは先ほど申し上げたような業界の末端の団体からの要望としてもほとんど上がってくることはない。そういう中で、国土のかなりの部分を占める林地であり、農地であり、あるいは先ほど問題になっていた近隣の海洋というふうなことが産業として利用されている。その辺の整理をやはりここでもう少し何か具体的に我々が見えるような形で出てこない、なかなか省庁的な部分はうまくいくんだろうけれども、国土全体としてはなかなかうまくいかないのではないかと気がいたしております。

【岩槻部会長】 まだまだご発言あるかと思っておりますけれども、予定の時刻にもうなってしまいましたので、きょうはこれでこの議論を打ち切りにさせていただきたいと思っております。

各省庁から非常に勢力的にご報告をいただき、各委員からも非常に建設的なご意見を賜りどうもありがとうございました。この合同部会は一応次回、もう1回予定されておりました、次回で審議会としての取りまとめをさせていただきたいと思っております。よろしく願いしたいと思います。

事務局から連絡をお願いします。

【事務局】 ありがとうございます。次回の日程についてご案内申し上げます。次回のこの合同部会は10月3日の金曜日、本日と同じく午前10時からこの環境省第一会議室で

行います。日程の方は若干きょうよりボリュームが下がりまして、10時から12時の2時間を予定しております。

野生生物部会の委員の皆様には、10月2日に野生生物部会がございますので、連日の開催となりますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

そして、時間が少し延びましたけれども、昼食のご用意をしております。閉会后すぐにお持ちいたしますので、どうぞ召し上がっていただきたいと思います。

以上でございます。

【岩槻部会長】 それでは、これで合同部会を終えさせていただきます。どうも長時間ご協力ありがとうございました。